

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

メキシコの工業所有権行政の現状

2002年3月

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度はWTO・TRIPS協定の成立、APECの進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁からの委託により、「各国工業所有権情報収集等事業」を実施しています。

13年度は、北京、上海、香港、ソウル、メキシコ、サンパウロ、サンティアゴ、ブエノスアイレス、サンホセの10都市において、現地のジェトロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

ここに本事業において収集した情報を基に、「メキシコにおける工業所有権行政の現状」を作成しましたのでお届けいたします。また、日本貿易振興会ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>) においても同情報をご覧頂くことが可能です。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| .- 概要 | 1 |
| .- 法源 | 4 |
| 1 . 国内法 | |
| 2 . 条約 | |
| 3 . F T A | |
| 4 . 判例 | |
| .- 工業所有権の取得 | 9 |
| 1 . 特許 | |
| 1) 概念 | |
| 2) 特許要件 | |
| 3) 有効期限 | |
| 4) 先願主義 | |
| 5) 出願手続 | |
| 6) 審査 | |
| 7) 特許の付与、特許証の交付、公告、出願の却下 | |
| 8) 出願の補正 | |
| 9) 保護の範囲 | |
| 10) 表示 | |
| 11) P C T | |
| 2 . 実用新案 | |
| 1) 概念 | |
| 2) 登録要件 | |

- 3) 有効期限
- 4) 出願手続、審査、登録認可、保護の範囲等

3 . 意匠

- 1) 概念
- 2) 登録要件
- 3) 有効期限
- 4) 出願手続、審査、登録認可、保護の範囲等

4 . 営業秘密

- 1) 概念と要件
- 2) 保護の範囲

5 . 商標

- 1) 概念
- 2) 商標の種類
- 3) 登録要件
- 4) 有効期限
- 5) 出願手続
- 6) 審査
- 7) 登録証の交付、公告、出願の却下
- 8) 保護の範囲
- 9) 表示
- 10) 登録の更新

6 . 商業標語

- 1) 概念

2) 登録手続等

3) 有効期限

7. 商号

1) 概念

2) 権利の取得方法

3) 有効期限

8. 原産地名称

1) 概念

2) 使用権の取得

3) 使用権の有効期限

9. 集積回路設計図

.- 工業所有権の移転、使用許諾等 36

1. 特許権、実用新案権、及び意匠権の移転、使用（実施）許諾等

2. 商標の移転、使用許諾等

.- 工業所有権庁 39

.- 工業所有権の無効、失効、取消等 42

1. 特許、実用新案、及び意匠の場合

2. 商標の場合

.- 行政上の宣言申立と異議申立 45

1. 概要

| | |
|--------------------------|----|
| 2 . 総則 | |
| 3 . 行政上の宣言の申立 | |
| 4 . 異議申立 | |
| .- 行政上の違反行為と犯罪 | 55 |
| 1 . 監督と査察 | |
| 2 . 差押 | |
| 3 . 行政上の違反行為の捜査並びに行政罰の適用 | |
| 4 . 犯罪 | |
| .- 司法手続 | 59 |
| 1 . IMPI に対する異議申立 | |
| 2 . 民事訴訟 | |
| 3 . 刑事訴訟 | |
| 4 . アンパー口裁判 | |

事項索引

参考資料

参考資料 1 : 特許願書書式

参考資料 2 : 商標登録願書書式

概要

メキシコ法は大陸法系に属し所謂成文法主義が採用されているので、各種法制は、憲法の当該規定を頂点として各種関連法（一般法または特別法）、施行規則、政令、省令等の法規がそれぞれのヒエラルキーに応じて配されることによって、成文法のピラミッドを形成する形で存在している。工業所有権関連法制の場合、「工業所有権法（*Ley de la Propiedad Industrial*）」がその根幹を成すが、その制定、並びに同法所定の手続による特許・商標登録の認可等は、制度の頂点に位置する憲法の当該規定を礎とするものであり、またその下部には各種関連法令の裾野が広がっている。

メキシコ法が大陸法の流れを汲むことは、各種制度の基本理念や具体的内容に本来、西、仏、伊といったラテン系国家のそれを中心とするヨーロッパの法制の影響が色濃く現れていることをも意味する。しかし同時に、近年、隣接する大国アメリカとの密接な政治経済関係から同隣国の制度や政策の影響が各種政策面に及びこれが国内法制に反映されるケースも少なくない。著作権を始めとする知的財産権違反行為取締のルールなどはその典型的な例である。

メキシコの工業所有権関連立法の歴史は古く、それは同分野で最初の立法である「特定産業分野における発明者または完成者の所有権に関する法律（*Ley sobre Derechos de Propiedad de los Inventores o Perfeccionadores en algún ramo de la industria*）」が制定された 1832 年にまで遡ることができる。それ以降今日までの主な立法動向は以下の通りである。

- * 1890 年 6 月 7 日、「特許法（*Ley de Patentes de Privilegio*）」公布。当時のフランス法（1844 年）の影響が大きいとされる。1896 年 3 月に改定。
- * 1903 年 8 月 25 日、「工業所有権の保護に関するパリ条約」（1883 年の原版）の多大なる影響下で「工業的商業的標章に関する法律（*Ley de Marcas Industriales y de Comercio*）」を制定。
- * 1928 年 7 月 27 日、工業所有権の近代的概念を取り入れた「発明特許法（*Ley de Patentes de Invención*）」並びに「商標、標語及び商号法（*Ley de Marcas, Avisos y Nombres Comerciales*）」を制定。
- * 1942 年 12 月 31 日、「工業所有権法（*Ley de la Propiedad Industrial*）」を制定。次法律施行により廃止されるまで 30 余年の永きに互り適用された。
- * 1976 年 2 月 11 日、「発明と商標に関する法律（*Ley de Invenciones y Marcas*）」施行。
- * 1991 年 6 月 27 日、現行法である「工業所有権の振興と保護に関する法律（*Ley de Fomento y*

Protección de la Propiedad Industrial)」を公布。同法は、1994年6月14日に可決された政令により大幅改定され、法律名も現在の「工業所有権法 (*Ley de la Propiedad Industrial*)」に改められた。

次項にある通り、メキシコは「工業所有権の保護に関するパリ条約」を始め数多くの工業所有権関連多国間条約の加盟国であると同時に、NAFTA（北米自由貿易協定）等のFTA（自由貿易協定）締約件数では世界最多数を誇る国家であり、そこでも工業所有権に関するルールを定めている。従って、メキシコの現在の工業所有権法関連制度は、これら条約等の枠組みの中で制定され適用されているものであるから、少なくとも法規レベルではこの分野での先進国のそれと肩を並べる内容を具備するものであるといえる。しかし、実態面では模倣等の違法行為への対応が著しく遅れており、文面からすれば大変立派な法律と現実とのギャップが余りに大きいのがメキシコにおける同制度の特徴と言わざるを得ない。

メキシコは名目上硬性憲法国家であるにも拘らず、憲法改正の件数が際立って多いことにも現れているように、各種分野での法改正が実に多い国である。これはこの国の制度が未だ完成度が低く不安定であるからという見方がある一方、まだ若くてダイナミズムと活力に溢れる国であるからという見解もあるが、いずれにせよ、目まぐるしく急変していく国内外環境とそれに伴い変容していく社会の要請に応じて、法の改正による各種社会制度の改定が盛んに行われるためこれらは理解や把握が難解である場合が多く、このような傾向は工業所有権関連制度にも見られる。

「工業所有権（メキシコの公用語であるスペイン語では "*Propiedad Industrial*")」という言葉は通常、より広義の概念である「知的財産権、或いは知的所有権 (*Propiedad Intelectual*)」の内、産業に関する権利のみの総称として認識・使用されているが、これはメキシコにおいても同様である。また、工業所有権には大別して「人間の精神的創作活動の結果生じた創作物に関する権利」と「営業上の信用が化体した標識に関する権利」がある。前者には「特許 (*Patentes*)」_ⓧ「実用新案 (*Modelos de Utilidad*)」_ⓧ「意匠 (*Diseños Industriales*)」_ⓧ「営業秘密 (*Secretos Industriales*)」_ⓧ「集積回路配置図 (*Esquemas de Trazado de Circuitos Integrados*)」_ⓧが含まれ、また後者には「商標 (*Marcas*)」_ⓧ「商号 (*Nombres Comerciales*)」_ⓧ「原産地名称 (*Denominaciones de Origen*)」_ⓧ及び「商業標語 (*Avisos Comerciales*)」_ⓧが分類される。メキシコではこれらの全てに共通する総則、並びに各類型の基本的ルールを一括して「工業所有権法」によって定めているが、その意味で同法はこの分野の基本法と呼ぶに相応しいものである。日本では、特許、実用新案、意匠、商標といった工業所有権の主な類型ごとに基本法が存在するが、メ

キシコではそのような体制は採られていない。但し、近年話題になっているバイオ・テクノロジーに係る「植物新品種 (Variedades Vegetales)」だけはその例外であって、かつては工業所有権法に若干の関連ルールが存在したが、これは 1996 年 10 月 25 日に公布された「植物新品種に関する連邦法 (Ley Federal de Variedades Vegetales)」の発効と同時に廃止され、それ以降はこの新特別法によって別枠で律せられるようになった。また、登録等関連諸手続きの取り扱いもそれ以降メキシコ工業所有権庁から農業省に移管された。なお、この「植物新品種」は特殊なテーマであるため、本マニュアルでは扱わない。

- 法源

1 . 国内法

メキシコの工業所有権関連制度の形式的法源として、国内法では主に以下のものが挙げられる。[<内は連邦官報 (Diario Oficial de la Federación) での公布日、「改」は改定公布日を示す]。

- * 憲法 (Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos) <1917.02.05.改多数>
- * 工業所有権法 (Ley de la Propiedad Industrial) <1991.06.27、改 1994.08.02, 1997.12.26, 1999.05.17 >
- * 工業所有権法施行規則 (Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial) <1994.11.23>
- * 著作権法 (Ley Federal del Derecho de Autor) <1996.12.24、改 1997.05.19>
- * 著作権法施行規則 (Reglamento de la Ley Federal del Derecho de Autor) <1998.05.22 >
- * メキシコ工業所有権庁を創設する政令 (Decreto por el que se crea el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) <1993.12.10 >
- * メキシコ工業所有権庁規則 (Reglamento del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) <1999.12.14 >
- * メキシコ工業所有権庁組織定款 (Estatuto Orgánico del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) <1999.12.27 >
- * メキシコ工業所有権庁の副局長、調整官、分室長、地方分室長、副文室長、課調整官等に権能を付与する省令 (Acuerdo que delega facultades en los Directores Generales Adjuntos, Coordinador, Directores Divisionales, Titulares de la Oficinas Regionales, Subdirectores Divisionales, Coordinadores Departamentales y Otros Subalternos del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) <1999.12.15 >
- * メキシコ工業所有権庁の対民間人サービス休止日を定める省令 (Acuerdo por el que se señalan los días del año en los que el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial suspenderá los Servicios de Atención al Público) <毎年公布 >
- * 工業所有権に関わる権利の保護、監視、セーフガードのための省間委員会を創設する省令 (Acuerdo por el que se crea la Comisión Intersecretarial para la Protección, Vigilancia, Sarvaguada de los Derechos de la Propiedad Industrial) <1993.10.04 >

- * メキシコ工業所有権庁に対する出願に関するルールを定める省令 (Acuerdo que establece las Reglas para la Presentación de Solicitudes ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) < 1994.12.14、改 1999.03.22 >
- * メキシコ工業所有権庁に対する出願への回答期限を定める省令 (Acuerdo por el que se establecen los Plazos Máximos de Respuesta a los Trámites ante el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) < 1996.12.10 >
- * メキシコ工業所有権庁の提供するサービスの料金を公示する省令 (Acuerdo por el que se dan a conocer la Tarifa por los Servicios que presta el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) < 1995.08.23、改多数 >
- * 植物新品種に関する連邦法 (Ley Federal de Variedades Vegetales) < 1996.10.25 >
- * 植物新品種に関する連邦法施行規則 (Reglamento de la Ley Federal de Variedades Vegetales) < 1998.09.24 >
- * 税関法 (Ley Aduanera) < 1996.12.15、改 1999.12.31, 2002.01.01. >
- * 連邦刑法 (Código Penal Federal) < 1996.12.24、改 1997.05.19, 1999.05.17 >
- * メキシコ工業所有権庁地方分室の組織、機能、土地管轄を定める省令 (Acuerdo por el que se determinan la Organización, Funciones y Circunscripción de la Oficinas Regionales del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) < 2000.04.07 >
- * 原産地名称「テキーラ」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección de la Denominación de Origen “Tequila”) < 1977.10.13、改 1999.11.03, 2000.06.26 >
- * 原産地名称「メスカル」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección de la Denominación de Origen “Mezcal”) < 1994.11.28 >
- * 原産地名称「オリナラ」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección de la Denominación de Origen “Olinará”) < 1994.11.28 >
- * 原産地名称「タラベラ」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección de la Denominación de Origen “Talavera”) < 1995.03.17、改 1997.09.11 >
- * 原産地名称「バカノラ」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección de la Denominación de Origen “Bacanora”) < 2000.11.06 >
- * 原産地名称「カフェ・ベラクルス」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección de la Denominación de Origen “Cafe Veracruz”) < 2000.11.15 >
- * 原産地名称「アンバル・デ・チアパス」の保護に関する声明 (Declaración General de Protección

- de la Denominación de Origen “Ambar de Chiapas”) < 2000.11.15 >
- * 連邦行政組織法 (Ley Orgánica de la Administración Pública Federal) < 1976.12.29、改多数 >
 - * 政府外郭団体に関する連邦法 (Ley Federal de las Entidades Paraestatales) < 1986.05.14、改多数 >
 - * 企画法 (Ley de Planeación) < 1983.01.05 >
 - * 連邦予算会計支出法(Ley de Presupuesto, Contabilidad y Gasto Público Federal) < 1976.12.31 >
 - * 連邦歳入法 (Ley de Ingresos de la Federación) < 毎年公布 >
 - * 連邦歳出法 (Ley de Egresos de la Federación) < 毎年公布 >
 - * 消費者保護に関する連邦法 (Ley Federal de Protección al Consumidor) < 1992.12.24、改多数 >
 - * 度量衡・規格標準に関する連邦法(Ley Federal sobre Metrología y Normalización) < 1992.07.01、改多数 >
 - * 厚生一般法 (Ley General de Salud) < 1984.02.07、改多数 >
 - * 連邦競争法 (Ley Federal de Competencia Económica) < 1992.12.24、改多数 >
 - * 科学技術活動振興のための法律(Ley para el Fomento de la Actividad Científica y Tecnológica) < 1999.05.21 >
 - * 条約締結に関する法律 (Ley sobre la Celebración de Tratados) < 1992.01.02 >
 - * 国家人権委員会法 (Ley de la Comisión Nacional de Derechos Humanos) < 1992.06.29 >
 - * 公務員の責任に関する連邦法 (Ley Federal de Responsabilidades de los Servidores Públicos) < 1982.12.31、改多数 >
 - * 商法 (Código de Comercio) < 1889.10.7 ~ 13、改多数 >
 - * メキシコ連邦区民法 (Código Civil para el Distrito Federal en Materia Común y para toda la República en Materia Federal) < 1928.03.26、改多数 >
 - * 連邦行政手続法 (Ley Federal del Procedimiento Administrativo)
 - * アンパー口法 (Ley de Amparo) < 1936.01.10、改多数 >
 - * 連邦租税法 (Código Fiscal de la Federación) < 1981.12.31、改多数 >
 - * 連邦民事訴訟法 (Código Federal de Procedimientos Civiles) < 1942.02.24、改多数 >
 - * 連邦刑事訴訟法 (Código Federal de Procedimientos Penales) < 1934.08.30、改多数 >

- * 連邦司法府組織法 (Ley Orgánica del Poder Judicial de la Federación) < 1988.01.05、改多数 >
- * 法務省組織法 (Ley Orgánica de la Procuraduría General de la República) < 1996.05.10、改多数 >
- * 政府手数料に関する連邦法 (Ley Federal de Derechos) < 1981.12.31、改多数 >

2 . 条約

一方、国際法では、まずメキシコが加盟する多国間条約等として主に以下のものがある。[< > 内メキシコでの発効日]

- * 工業所有権の保護に関するパリ条約 < 1976.07.26 >
- * 原産地名称の保護とその国際登録に関するリスボン協定 (ストックホルム議定書) < 2001.01.26 >、並びに同協定に基づく規則 (リスボン議定書) < 1966.09.25 >
- * 特許協力条約 (PCT) < 1995.01.01 >、並びに同協定に基づく規則 < 1995.01.01 >
- * 植物新品種の保護に関する国際協定 < 1997.08.09 >
- * 国際特許分類に関するストラスブール協定 < 2001.01.26 >
- * 工業図面・型式の国際分類を定めるロカルノ協定 < 2001.01.26 >
- * 商標の外形的要素の国際分類を定めるウィーン協定 < 2001.01.26 >
- * 商標登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 < 2001.03.21 >
- * 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 < 2001.03.21 >
- * 知的所有権の貿易関連面に関する協定 (WTO を創設するマラケシュ協定の添付 1C) < 2000.01.01 >
- * スピリッツ飲料セクターにおける名称の相互承認及び保護に関するメキシコ - EU 協定 < 1997.08.28 >

3 . FTA

また既述の通り、メキシコは世界で最も多くの FTA (自由貿易協定) 締約国であり、現行協定は 10 件 (相手国家数にして 31 カ国) にのぼる。そして各協定中には工業所有権問題を含む知的財産権に関する項目が含まれており、これもまた同分野法制の形式的法源の一部を構成する。メキシコが今日までに締結・批准している FTA は以下の通りである:

- * 米国・カナダとの NAFTA（北米自由貿易協定）
- * コスタリカとの協定。
- * コロンビア・ベネズエラとの協定（通称、G3 協定）
- * ボリビアとの協定。
- * ニカラグアとの協定。
- * チリとの協定。
- * EU との協定。
- * イスラエルとの協定。
- * グアテマラ・ホンジュラス・エルサルバドルとの協定。
- * EFTA（ヨーロッパ自由通商連合）との協定。

4．判例

メキシコでは、当該事項に関して高等裁判所以上の裁判所の確定判決によって同趣旨の解釈が連続する五度に亘りなされた場合に、正式な意味での判例が形成され、法的拘束力を有すことになっている。但し、訴訟実務においてはそういった正式な判例ばかりでなく、未だ判例には至らないおびただしい数存在する裁定例の中から利用可能なものを選択、駆使して主張を展開する習慣があり、その扱いは高度な法的専門技術を要する。

- 工業所有権の取得

特許 [権] や商標 [権] といった工業所有権を取得するには、所定のルールに従って出願を提出し、審査を受け、登録証等の交付を受けなければならない [しかし、後述の通り、法的に保護される工業所有権の類型のすべてにおいて登録制度が存在するわけではない]。これらの手続は既述の通り全て「工業所有権法」 [以下、単に「法律」と称する]、同法施行規則 [以下、単に「施行規則」と称する] を中心とする関連法令によって律せられている。

また法律の定めるところに従い、これらの手続は全て「メキシコ工業所有権庁 (Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial、通称 IMPI)」 [以下、単に「IMPI」と称する] が管轄している。

メキシコにおいても、工業所有権取得手続の内容は、取得しようとする権利の種類によって多かれ少なかれ相違点がある。しかし、以下に掲げる原則は全ての工業所有権取得手続に共通して適用される：

- * 公序良俗、道徳或いは法令に反するものの登録等の禁止。
- * 先願主義
- * 一保護対象物一出願の原則。

1. 特許

1) 概念

法律は、まず「発明」を「人間の具体的必要性を充足させることを目的とする、自然界に存在する物質やエネルギーに変容を加えることを可能にするようなあらゆる創作 [産業上の利用が可能なプロセスや製品を含む] 」と定義した上で、「発明行為の結果として得られたもので、新規性を有し且つ産業上の利用が可能である発明」を特許の対象として認めている。但し、以下の各項に掲げる発明は除外される：

- その本質において生物学的な、動植物の生産、再生、並びに繁殖のためのプロセス。
- 自然界に存在するままの状態にある生物素材並びに遺伝物質。
- 動物種
- 人体、並びにその部分で生きているもの。
- 植物品種。

また、以下の各号に掲げるものは、法律との関係において発明とは認められず、従って特許の対象たり得ない：

- 理論的原則または科学的法則 [公共の財産と看做されるため]。
- 人類にとって未知であったものを含め、既に自然界に存在していた事象を知らしめ、または顕かにすることを内容とする発見 [公共の財産と看做されるため]。
- 数式、並びに思考、ゲーム、または商行為を行うための図式、図面、ルール及び方式。
- コンピュータープログラム。
- 情報の提示形態。
- 美術的創作、芸術作品、文学作品。
- 人体の手術・治療・診療方法、並びに獣医学上のそれ。
- 複数の既存発明・製品の単なる連結や混合、或いは、その用途、形態、寸法、素材の変更。ただし、それら発明・製品等各々の個別機能からは得られない、当該分野の技術者にとって当然でない工業的結果或いは用途が、それらを組み合わせるかまたは融合することによって初めて得られる場合、若しくは同様の結果や用途が、それらの特徴的性質や機能が改変されることによって得られる場合にはその限りではない。

2) 特許要件

既述の定義にもある通り、以下の各項に掲げる事項が特許要件である：

a) 当該発明の新規性

新規性とは、当該発明が公知・公用の状態にないことを意味する。公知・公用の状態とは、当該発明を構成する技術的知識の総体が、その実施或いはその他何らかの方法によって、公然に知られるか若しくは公然に実施されている状態を指す。特許手続においては、当該特許出願時点での公知・公用状態が審査の対象となる。

b) 発明が発明行為の結果であること

発明行為とは、技術的思想の創作プロセスであるが、そのプロセスの結果が、当該分野の技術者によって公知・公然の状態にある知識から当然に推定され得るようなものでないことを要する。

c) 産業上の利用可能性

当該発明は、何らかの経済活動分野において利用され得るものでなければならない。

なお、特許 [権] が正式に成立するには、上記要件を充たす発明について法律の定めるところに従い出願がなされ、それが IMPI による審査の結果、特許を付与するに相応しいと判断されたことに基づき、当該特許証が交付されることを要する。また特許が第三者に対して効力を発するためには、IMPI が毎月発行する「[工業所有権]公報 (Gaceta)」において同特許が付与されたことが公告されなければならない。この第三者に対する効力は当該公報発行日の翌日より生ずる。

3) 有効期限

特許の有効期限は出願日より 20 年間である。これは更新や延長が認められない。

4) 先願主義

既述の通り、メキシコの工業所有権制度では一律先願主義が採用されているので、複数の者が同一の発明を各別に完成した場合、原則として、最先の出願人のみが特許を取得することができる。但し、メキシコでの出願に先立って、他国での出願が為されている発明に関しては、メキシコでの出願が、国際条約の定める期限内か、若しくは適用可能な条約が存在しない場合には当該他国での出願提出日より起算して 12 ヶ月以内に提出される場合に限り、同当該他国での出願内容の範囲で優先権 [優先期日] が認められる。これは出願提出時に申し出なければならない。

5) 出願手続

a) 手続の主体

特許の出願は、発明者本人、その承継人、またはその代理人が行うことができる。

なお、自然人のみが発明者たり得る。法人、例えば会社は、特許の承継人、或いは譲受人になることはできても、法令の規定によって存在する擬制的人であるというその性質上、発明という行為の直接的主体にはなり得ない。

また、ここでは当事者能力と手続能力が問題となる。前者は、出願手続においてその当事者となりその効力を享有する能力を意味するが、これは民法上の権利能力に相当するもので、ここでもその扱いは民法の当該規定に従う。従って、自然人と法人のいずれも [外国人を含む] が、当事者能力を有するわけであり特許出願の当事者 [出願人] たり得る。一方、手続能力とは、出願手続を行うに必要な能力を指し、未成年者並びに禁治産者は、法定代理人によらなければ出願をすることができない。また、メキシコ国内に住所または居所を有しない者 [自然人及び法人] は、原則として、メキシコに

居住する者によらなければ手続をすることができない。

b) 出願書類

特許を取得するには、IMPI に「願書」並びに「明細書」を提出しなくてはならない。「願書」に記載する事項は以下の通りである：

- 発明者、並びに出願人の氏名と住所。
- 出願人の国籍。
- 発明の名称。
- その他、法律または施行規則が特に定める事項。

願書作成に際しては、所定の用紙 (*SOLICITUD DE PATENTE*) [巻末に参考資料 1 として添付] を使用することが義務付けられている。

一方「明細書」には以下の事項を記載しなければならない：

* 発明の明細。

これは、当該発明の正確な理解、並びに当該分野の専門家による同発明の実施を可能ならしめる程度に明瞭且つ充分なものでなければならない。更に、当該発明の実施方法が、発明の明細自体からは容易に理解し難い場合、出願人自身が知る範囲で最良の実施方法も記さなければならない。なお生物的物质に関わる特許の場合で、発明の明細を詳述することが困難であるものについては、IMPI が認定する機関に同物質の標本を寄託し、当該寄託証明書によって明細を補足することを要する。

* 明細を理解する上で必要な図面・図案。

- * 特許請求の範囲の指定。

特許請求の範囲とは、出願人が特許により法的保護を得ようとする発明の技術面での本質的特徴であり、登録後は、認可された請求の範囲によって、当該特許の法的保護の範囲が決せられる。その指定は明確かつ簡潔に行わなければならない、また発明の明細の内容を超えてはならない。

* 明細の要約。

発明の公告用資料として。

なお、IMPI に提出する出願書類一式は、全てスペイン語で表記しなければならない。他の言語で提出する書類がある場合にはスペイン語訳を付すことが要求される。

また、出願書類は、出願人、若しくはその代理人によって署名され、且つ当該政府手数料納付証明書が添付されなければならない。これらの要件をいずれかでも欠く出願は受理されない。

特許の出願が代理人によって為される場合、同代理人の資格を証明しなければならないが、これは、2名の証人立会いの下で署名された私文書としての委任状によって証明することができる。但し、出願人が法人である場合には、委任状を署名する法人の代表者にそのような資格があること、並びに同代表者資格の証拠がいかなる書類であるかを明記する必要がある。

c) 一発明一出願の原則と出願の分割

特許出願は、単一の発明、若しくは相互に作用しつつ単一の発明概念を構成するが故に一つのまとまりがある複数の発明の不可分な集合体に関するものでなければならない。この原則に反する出願の出願人に対して、IMPI は「出願の分割」の実行を指導する。指導を受けた出願人はその日より2ヶ月以内に同手続を実行しなければならず、これを怠った場合、当該出願は放棄されたものと看做される。

d) 出願の変更

出願内容が特許のそれに合致しないと判断される場合、出願人は当該出願を実用新案あるいは意匠の登録のそれに変更することができる。この手続は、それが出願人自らの判断によるものである場合には、出願提出後3ヶ月以内に、またIMPI の指導に従うものである場合には、同指導がなされた時点より3ヶ月以内に実行しなければならない。このIMPI の指導による変更の場合、期限内に当該手続がなされなかった場合、出願は放棄されたものと看做される。なお、このルールは実用新案、意匠にも適応される。

6) 審査

a) 方式審査

メキシコでは審査主義が採用されているため、IMPI は出願について方式審査並びに実体審査[内容審査]を行った上で特許付与の可否を判断する。

出願が受理されると、まず当該出願書類が形式的要件を充たすものであるか否かが審査される。出願書類が不足しているか或いはその内容が不明瞭である場合、IMPI は出願人に補正の実施を指

導することができる。

右指導を受けた出願人が、その日から 2 ヶ月以内に当該補正を実行しない場合、出願は放棄されたものと看做される。

b) 出願の公開

当該出願の提出日または認定された優先期日より 18 ヶ月が経過した後、可及的速やかに IMPI は職権により [工業所有権] 公報への掲載による出願の公開を実行する。但し、出願人が前記期間満了以前の公開を希望する場合には、当該政府手数料を納付の上、その旨を書面によって申請すれば、公開を早めることができる。

c) 実体審査

出願公開と出願人による当該政府手数料の納付が実行され次第、IMPI は実体審査を開始する。ここでは、当該出願が法定要件を充たすものであるか否かと法律第 16 条、及び第 19 条 [既述の、特許の対象たり得ない発明、並びに発明と認められない創作等の定義] に抵触しないかが審査されるが、その際、IMPI は必要に応じて国内の専門機関に技術的支援を求めることができる。また、IMPI は国際特許審査事務所 [P C T (特許協力条約) に基づくもの] による審査またはそれに相当する作業の結果やそれら同事務所が認可した特許の写しを受け入れるか、またはこれを請求することがある。

更に、IMPI は、審査の過程においてか、またはその結果として、当該発明が、その出願内容に従えば特許要件を充たしていないか、或いは既述の法律第 16 条または第 19 条に抵触すると判断され、且つ審査を正式に終了させる上での必要性が認められる場合には、追加・補足情報や書類 [これには国際特許審査事務所による調査や審査結果が含まれることもある] の提出、特許請求の範囲・発明の明細・図面図式の改訂、または不明点釈明の実行を出願人に指導することがある。この指導を受けた出願人は、2 ヶ月以内に必要書類等の提出を実行しなければならず、これを怠った場合、出願は放棄されたものと看做される。

7) 特許の付与、特許証の交付、公告、出願の却下

IMPI は、審査終了の後、その結果として特許の付与を決定した場合、出願人にその旨を記した決定書を送達する。その際、出願人には、2 ヶ月以内に特許の公告のための必要手続を取ること、並びに特許証交付に関わる政府手数料を納付することが命じられる。右期限内に、出願人がこれらの手続を実行しない場合、出願は放棄されたものと看做される。

IMPI が交付する「特許証」には、発明の明細、特許請求の範囲、図面・図式のほか、特許番号、特

許分類、特許権者の氏名 [または名称]・住所、発明者の氏名、出願日 [出願提出日または優先期日]、特許証の交付日、発明の名称、並びに有効期限が記載される。

また、IMPI は、特許付与の後、当該特許の [工業所有権] 公報上での公告を実行する。そこで掲載・公表されるのは、出願書類の一部を為す明細の要約、並びに前節の特許番号、特許分類、特許権者の氏名 [または名称]・住所、発明者の氏名、出願日 [出願提出日または優先期日]、特許証の交付日、発明の名称、並びに有効期限である。

反対に出願の却下が決定された場合、IMPI はその旨を当該決定書によって出願人に通知する。同決定書は理由附記 [決定の根拠たる事実関係を説明し、且つ根拠法規を明示すること] の要件を充たすものでなければならない。

8) 出願の補正

出願の補正には、特許の方式審査と実体審査のそれぞれにおいて IMPI が職権により指導するもののほか、出願人自らが自発的に行うものがあるが、いずれの場合にも、当該提出済み出願における特許請求の範囲を拡張する内容のものであってはならない。また、出願人が自発的に行う出願の補正は、当該特許付与認否の決定書が交付されるまでに提出されなければならない。

なお、前記の職権による出願の補正、同じく職権による出願の分割、並びに特許の公告及び特許証交付に関わる諸手続の履行期限 [いずれも 2 ヶ月] は、出願人が当該手続を実行した月 [この期限外の手続実行は当該期限満了より 2 ヶ月以内でなければならない] に期限延長手数料を納付したことを証明することによって、申請当初の期限が満了した時点より起算して最長 2 ヶ月間まで延長が可能である。

9) 保護の範囲

特許により保護される権利の範囲は、認定された「特許請求の範囲」によって決せられる。同範囲の解釈には、当該発明の明細、図面・図式、並びに [それが存在する場合] 生物的物质の寄託標本が使用される。

特許は特許権者に当該発明の排他的実施権を付与するものであるが、これには具体的に以下の特権が含まれる：

- 特許の対象が製品である場合、第三者に対して、特許権者の同意を得ずして、当該特許製品を製造し、使用し、販売し、販売に供し、または輸入することを禁じること。
- また、特許の対象がプロセスである場合には、第三者に対して、特許権者の同意を得ずして、当該特許プロセスを利用すること、並びに同当該特許プロセスより直接に得られた製品を使用し、販売

し、販売に供し、または輸入することを禁ずること。

また、特許権者は、当該特許成立以前に特許権者の同意を得ずして特許製品または特許プロセスを実施した者に対して、同実施が当該特許出願の公開の発効日以降に為された場合には、損害の賠償を請求することができる。

なお、以下の各項に掲げる者または行為に対して、特許権の効力は及ばない。従って、これらの行為は法律の定める行政違反行為や犯罪を構成しない：

- 私的または学術的範囲で、且つ非商業的目的の下に、純粋に実験的な科学または技術上の研究、試演、または教授を行う第三者が、そのような目的のために特許製品を製造しまたは利用するか、或いは特許プロセスを使用すること。
- 特許製品或いは特許プロセスより得られた製品が合法的に流通し始めた後に、これらの製品を商品として取り扱い、購入し、または使用する者。
- 当該特許の出願日または優先期日に先立って、特許プロセスの利用または特許製品の製造を行っていたか、或いはそのような利用や製造を実行するための準備作業を既に開始していた者。
- 当該発明が外国の輸送車両内において使用されている状況において、これらの車両がメキシコの領土を通過すること。
- 生命体に係る特許の場合、第三者が、当該特許製品とは異なる製品を得るために同当該特許製品を改変・再生用原始素材として利用すること。但し、その様な利用が反復的になされる場合は除く。
- 生命体から成る特許製品を、それが特許権者または実施権者によって合法的に流通せられた後に、第三者が培養や再生以外の目的で商品として取り扱うこと。

10) 表示

製品またはプロセスに「特許」或いは「出願特許」の表示をすることは、実際に特許或いは提出済み出願が存在する製品またはプロセスについてのみ認められる。

11) P C T

既述の通り、メキシコはP C T（特許協力条約）加盟国であるから、同条約に基づく国際出願制度を利用することが可能である。メキシコにおける受理官庁は IMPI である。

2. 実用新案

1) 概念

従来、実用新案とは、一定の要件を充たす、物品の形状、構造、または組合せに係る「考案」を対象としたものであるとするのが定説である。しかし、法律はこれを所定の要件を充たす「物品、道具、器機、または工具」として定義している。学説においてはやはり前者の考え方が有力であって、この法律上の定義を立法技術の観点から問題視する者も少なくない。しかし法律によれば、それらの物品等は「その組合せ、配置、構造或いは形状の改変によって各構成部分とは異なる機能を呈するか、若しくはその有用性に顕著な変化が見られる場合」にのみ実用新案による保護の対象たり得るのであって、そこでは「組合せ、配置、構造或いは形状の改変」という「考案」の作用によって得られる要素が法律上成立要件のひとつとして盛り込まれている上、現実的視点では、実用新案の対象となる考案は常にそのような物品に化体するのが前提であるから、定義全体としては容認に値するものであるといえよう。

このような考案に関する権利は、実用新案登録によって得られ、実用新案登録証がその確証となる。

なお、ある製品を得るためのプロセス、手順、手法は、実用新案の登録対象として認められない。

2) 登録要件

前記の定義に含まれる要素に加え、当該考案の「新規性」及び「産業上の利用可能性」が要求される。

3) 有効期限

実用新案登録の有効期限は、登録出願提出日より10年間であり、その更新や延長は認められない。

4) 出願手続、審査、登録認可、保護の範囲等

実用新案の出願手続以降、登録証の交付に至るまでの手続、並びに保護の範囲等は、基本的に全て特許のそれに従うため、詳細は割愛する。願書用紙も特許用のそれと全く同じもの [参考資料1] を使用することになっている。

3. 意匠

1) 概念

意匠とは、線や色の組合せ、配置によって工業製品に、個性的、特徴的な外観を与えることを内容と

する創作を意味するが、その内「新規性」があり「産業上の利用が可能」なもののみが意匠登録の対象として認められる。

現行制度において、意匠には以下の2種類が存在する：

- 図案意匠 (*Dibujos Industriales*)

工業製品にその装飾を目的として組み入れられる模様や線や色の組合せで、同工業製品に個性的、特徴的な外観を与えるもの。

- 型式意匠 (*Modelos Industriales*)

工業製品製造に際して、製品の外形決定の基準となる立体的形状で、製品に特別な外観を与えるものであり、且つ技術的な効用とは無関係なもの。

2) 登録要件

実用新案同様、既述のような意匠が「新規性」並びに「産業上の利用可能性」を有することが登録要件である。但しこの場合、新規性とは、当該意匠 [即ちデザイン] が独立した創作の結果であって、且つ公知のデザインまたは既存デザインの公知の特徴の組合せとの間に重要な相違を有すものであることを意味する。

また、法律に従えば、意匠による保護は、単なる技術的配慮若しくは技術的機能実現の必要性のみから生じた外形的要素や特徴で、当該意匠の考案者の恣意がそれらの決定に一切介在しないようなものには及ばない。同様に当該意匠を持つ製品が他製品の構成部品である場合に、同当該意匠を持つ製品を同他製品に取付けるか若しくは接続する上での単なる機械工学的必要性から生じた同意匠製品の外形的要素や特徴も保護の対象から除外される。但し、当該意匠が、複数製品の多様な取付けや接続、或いは一つのモジュールシステム内における複数製品の接続を可能ならしめるための形状を内容とするものである場合にはその限りではない。なお、上記のような性質しか有しない意匠は、意匠登録の対象として認められない。

3) 有効期限

意匠登録は出願日より15年間有効で、延長は認められない。

4) 出願手続、審査、登録認可、保護の範囲等

実用新案同様、意匠の出願手続以降、登録証の交付に至るまでの手続、並びに保護の範囲等は、基本的に全て特許のそれに従う。願書用紙もやはり特許用のそれと全く同じもの [参考資料1] を使用する。

但し、出願について、以下の事項は特筆に値する：

- 「意匠の明細」の記載方法

意匠の明細においては、手短に、登録する意匠の図または写真を添付する旨を記し、またそれがいかなる図法や画法によるものであるかを明記しなければならない。

- 意匠の名称

願書には、意匠登録請求の範囲として意匠の名称を記載するが、名称の後に必ず「既に記述及び描写した通りの (*Tal como se ha referido e ilustrado*)」という一句を付さなければならない。

- 願書の添付書類

願書の添付の一部として、登録する意匠の図または写真、並びに意匠を使用する製品の種類を示す書類を添付しなければならない。

4 . 営業秘密

1) 概念と要件

営業秘密に関して登録制度は存在しない。しかし法律は、これを工業所有権の一種として捉え、同法による保護の対象としている。

法律に従えば、営業秘密とは、人 [自然人または法人] が、経済活動を行うに際して、第三者との関係における競争上の或いは経済的な優位性を獲得するか若しくは維持することに資する、工業的または商業的秘密情報のうち、その秘密性を保持し且つその閲覧や入手に対して制約を加えるための手段やシステムを然るべく採用しているものを指す。加えてそのような情報は、製品の性質・特徴・目的、生産方法・生産プロセス、或いは製品販売またはサービス提供の方法または形態に関するものでなければならない。営業秘密の対象たるべき情報の具体例としては、以下の書類等に含まれるものを挙げることができる：

商品在庫一覧。文書ファイル。役員報告書、財務報告書、各種調査報告書等の報告書類。規約類。財務諸表。インボイス。契約書類。公正証書。備忘録。医療診断書。磁氣的或いは光学的記録物。領収書。郵便等の通信文書。図面類。商標・特許類、生産方式や新しい生産プロセス、器機的设计図、新型容器、試験・試作の結果等。

なお、公共財産と看做される情報、当該分野の専門家であれば事前入手が可能な情報から当然導き出せるような情報、並びに法令の規定若しくは裁判所の決定によって公知されなければならない情報は、営業秘密として認められない。但し、営業秘密である情報の占有者が、何らかの免許、許可、登録等の

発給を受ける目的で、それを当局に提供した場合、そのことによって同情報が、既述の「公共財産としての情報」、或いは「法令の規定によって公知されなければならない情報」の性質を帯びることはない。

営業秘密である情報は、文書、電子的あるいは磁氣的媒体、光学ディスク、マイクロフィルム、フィルム若しくはその他類似する装置に記録されていなければならない。

2) 保護の範囲

法律に従えば、営業秘密を有する者は、第三者にそれを譲渡すること、或いはその使用を許可することができ、使用許可を与えられた者は厳格な秘密保守義務を負う。なお、技術的知識、技術支援、工学的処置方法の提供を目的とする契約においては、営業秘密保護を目的とした秘密保守条項を設けることができるが、その際保守の対象となる秘密情報を明確に規定することを要する。

何らかの職務上或いは業務上の理由から営業秘密を入手した者は、当該情報の秘密性を知らされている場合、正当な理由なくして、また当該営業秘密を保持する者またはその使用を認められた者の同意なくして、同当該秘密情報を漏洩してはならないとされている。

第三者の保持する営業秘密を入手する目的で、同第三者に役務を提供するような使用人を雇い入れるか或いは専門家や顧問と契約した者は、そのような行為によって同第三者が被った損害に関しそれを賠償する責に任ずる。またこの損害賠償責任に関する規定は、何らかの非合法手段によって営業秘密を入手した者にも適用される。

裁判手続や行政手続において、営業秘密の開示が要請された場合、当該当局は第三者に当該秘密情報が漏洩されることを防ぐための手段を講じなければならず、また当該裁判等の当事者或いは利害関係人等が上述の開示によって秘密情報を入手した場合、どのような場合においてもそれを漏洩し、または使用してはならないとされている。

なお、特別法の規定により、新しい化学物質を使用する薬品や農薬の安全性や効能を審査するために当局によって提出の要請される関連情報の保護は、メキシコが加盟する国際条約の定めるところに従って為されることになっている。

5 . 商標

1) 概念

「概要」で触れた通り、工業所有権には「営業上の信用が化体した標識に関する権利」に係るものがあるが、これらはいずれも「製品またはサービスの特徴の保護」を主要目的としたものであるが、

商標はその中心的存在であるといえる。もっとも「中心的」というのは、商標がこの類の工業所有権の他の類型（商号や原産地名称）よりも法的に優位にあることを意味するのではなく、単にその使用が最も一般化しているということに過ぎない。

法律に従えば、商標とは「ある製品やサービスを市場における同類同種の他の製品やサービスから区別する、視覚的に認識し得る標章」である。この定義を構成する各要素の概念は以下の通りである：

- * 「ある製品やサービスを市場における同類同種の他の製品やサービスから区別する」：所謂、商標の出所表示機能を指す。即ち、事業者は商標を付すことによって、当該製品やサービスが自己のものであるという表示をすること、並びにその結果として同製品またはサービスが他の類似品と識別され、それら類似品との混同を避けることが可能になることを意味する。
- * 「視覚的に認識し得る」：必ずしも目に見えるというだけでなく、何らかの視覚的認識を可能ならしめるような日常的方法によって表現されているが故に識別が可能であるという意味に解される。なお、メキシコでは、触覚・味覚・聴覚に係る商標は登録が認められない。
- * 「標章」：商標が、自然な、あるいは通常の作用として他の何かを想起せしめるようなものであることを意味する。

2) 商標の種類

商標を構成する標章の形状の種類を基準として「名称商標」、「非名称商標 [記章や図案からなるもの]」、「立体商標 [立体的形状からなるもの]」、及びこれらの複合形態としての「複合商標」がある。

また、出願者 [商標権者] の別の観点から、複数の者が共有するものとしての「共同商標」、同業者団体が出願する「団体商標」が存在する。

3) 登録要件

商標登録の対象たり得る標章は多種多様であり、そのため登録要件を定義することは技術的に困難であるため、法律はまず商標登録の対象たり得る標章の一般的概念を規定し、次に商標登録を認めない標章類を定義した上で、これらに抵触しない全ての標章を商標登録の対象として認める立場をとっている。

a) 商標登録の認められる標章

法律が、商標登録の対象として認めているのは以下に掲げる標章である：

- i) 「十分な識別性を有する、視覚的認識が可能である呼称または形で、これらが使用されているか或

いは使用されようとする製品またはサービスについて出所表示機能を有するもの。これは名称商標並びに非名称商標を指しており、前者は読むことまたは発音することが可能な、一つまたは複数の言葉や数字によって構成される商標である一方、後者 [別名、非名称商標] は、シンボル、図形、紋章、写真または記章からなるものを意味する。なお、これら二つの性質を同時に合わせ持つ複合商標も登録が認められている。

- ii) 「立体形状」。製品の立体的形状や外観 [カバー、梱包材、容器等含む] も商標として認められる。
- iii) 「商号、社名、社号」。名称商標の一種であるが、後述の「商標登録が認められない標章」に該当するものを除く。商号には別途独自の保護制度が設けられているため、そうすることにどれほどの実益があるかはさておき、制度上は商標登録との併用により、二重の保護が得られることになる。
- iv) 「自然人の氏名」。但し、登録商標、また公告済み商号と混同されないものに限る。

b) 商標登録の認められないもの [登録拒絶の事由]

以下の各号に掲げる標章等は商標として登録することが認められない。

- i) 視覚的に認識できるものであっても、アニメーションであるか、或いは形状の変化する名称、記章、または立体的形状。

これは、法律が、唯一静止状態にある標章のみを商標登録の対象として認める立場を採っていることによるが、もし動きのある標章について商標登録による保護を得ようとするならば、それを構成する全ての動きのカットを一つ一つ個別に登録せざるを得なくなり、それでは商標としての存在価値が損なわれることになる。このような標章については著作権登録による保護を得ることが現実的な対応策である。

- ii) 当該標章の対象製品またはサービスの技術的名称あるいは通常に用いられる名称。また、日常的言語あるいは商業活動において使用される、当該製品またはサービスの一般的呼称またはその種類を示すような言葉。

これは、日常において使用される言葉や記章は公共の財産であり、万人が自由に使用することが認められて然るべきものであって、またそのような言葉等は商標に要求される出所表示機能を欠くという考えに基づくルールである。但し、これらの一般呼称等と他の十分に識別性を有する言葉等の結合による標章であって、且つ同一般呼称等が同標章の主たる要素でない場合、そのような標章は商標としての登録が認められることがある。

- iii) 公共の財産と看做されるか、若しくはその使用が一般化している立体的形状、独創性に欠けるが

故に十分な識別性を有しない立体的形状、製品の極日常的にして一般的な形状、並びに製品の性質またはその工業的機能故に決定される形状。

このルールの実効性が問われる事例として容器の立体的形状の商標登録がある。これは具体的には、ある容器について実用新案登録が認められたが、その場合同登録は10年間の有効期限が過ぎれば消滅し、その時点より当該考案は公共の財産になり〔当該ルールは後述〕、万人による自由な利用が可能になるはずである。ところが同有効期限満了前に、同容器の立体的形状について商標登録が出願され、それが〔本規定に拘らず〕認められてしまったがために、実用新案制度の意図に反し、登録者が同形状の使用に関して半永久的な排他的権利を取得するに至ったというものである。

- iv) 当該製品またはサービスの全体的特徴を考慮した場合、それら商品またはサービスの描写的性格を有す名称、記章または立体的形状。なお、これには商業上使用される、当該製品の種類、品質、数量、原料、用途、価値、原産地、生産時期などを描写的あるいは説明的に表現する言葉が含まれる。

本規定に従い、商標登録出願が却下された事例としては、ビデオ用テープを指定商品とした「videotape」がある。

- v) 個々の文字、数字、または色。但し、これらが標章、意匠、呼称等の要素との組み合わせによって識別性を有するに至った場合はその限りではない。
- vi) 登録が認められない言葉の他言語への翻訳、同様の言葉の綴り方を恣意的に変えたもの、或いはそれらの造語。

本規定に抵触する典型例は道徳或いは公序良俗に反する言葉の翻訳等である。

- vii) ある国家、州、市、その他の地方公共団体等の記章、旗、或いは紋章を無許可で複製または模倣したもの。また、国際機関、政府機関、NGO、その他の公認機関の名称、略号、シンボル、紋章、並びに呼称。
- viii) ある国家が採用している、公式な管理・保証認定印を所轄官庁の許可無く複製または模倣したもの。硬貨、銀行券、記念硬貨、その他国または外国が公式に認める弁済手段を複製または模倣したもの。
- ix) 公認の展覧会、見本市、会議、文化或いはスポーツ催事において授与された、賞状、メダル等の名称や意匠を複製または模倣したもの。
- x) 固有のまたは一般的な地名、地図、民族名、名詞または形容詞で、当該製品またはサービスの原産地について混同や誤認を生じせしめるような地名等を示すもの。
- xi) ある製品の生産で署名な地方や土地の名称。これは同製品を保護することを目的とする。但しそ

れが個人所有の特有で且つ混同をきたす可能性のない土地の名称であって、所有権者の承諾を得ている場合にはその限りでない。

xii) 人の氏名、筆名、署名、肖像。但し本人の承諾、または本人が死亡している場合にはその親族 [配偶者、直系の血族または養子縁組親族、或いは傍系血族でいずれの場合にも第四親等以内に位置する者] の承諾がある場合はその限りでない。

xiii) 知的創作物または芸術作品の題名、定期出版物または刊行物の名称、架空の人物または象徴的な人物の名、演劇等の登場人物名、芸名および芸能グループの名称。当該権利の保有者がその使用を明示的に承諾した場合はその限りではない。

xiv) 当該製品またはサービスの性質、構造、品質等に関して、一般大衆を惑わすか、若しくは誤認を生じせしめ得る名称、記章、または立体的形状。

xv) 指定商品・役務とは無関係に、IMPIがメキシコにおいて周知の商標であると認める商標と同一または類似の名称、記章、または立体的形状。

法律によれば、ある商標がメキシコにおいて周知の商標であるとは、自己の製品またはサービスに係る商標、並びに公告・宣伝によって得られた同商標の知名度を利用する者が、メキシコの国内外において展開する商業活動の結果として、メキシコの一般大衆の特定セクターまたは商業界の特定セクターが同商標を知っていることを意味する。

本規定の適用権は、登録出願人による当該商標の使用が出所混同を招くか、または当該周知商標に化体された利益を害する可能性がある場合に発動される。ただし、当該周知商標の登録権者自身による出願はその対象外とする。

xvi) 当該商標登録出願の日より前の登録出願に係る他人の登録手続中の商標若しくは登録商標と同一または混同を生じせしめる程度に類似する商標で、同他人の商標と同一または類似の指定商品または指定役務に係るもの。但し、商標権者自身が、当該登録商標と類似する指定商品または指定役務に使用する、同当該登録商標と同一の商標の登録出願をすることは認められる。

本規定は先願主義に基づくものである。

xvii) 登録出願をする商標を使用する指定商品・指定役務と同一の製品の製造または販売或いはサービス提供を主要活動とする企業や工業・商業・サービス業の事業所に使用されている商号と同一または混同を招く程度に類似する商標。ただしこれは当該商号が、当該商標の登録出願日もしくはその認定使用開始日前より使用されている場合に限る。なお、本規定は、当該商号と同一の他人の公告済み商号が存在しない状況下で、同当該商号の権利者自身が行う商標登録出願には適用されない。

4) 有効期限

商標登録の有効期限は出願日より10年間であり、これは同期間ごとに更新することができる。

5) 出願手続

商標登録出願に際しては、願書 [IMPI 指定の用紙を使用。巻末の参考資料2 参照]、並びに以下に掲げる添付書類を IMPI に提出しなければならない。なお、出願人 [手続の主体] の能力、使用言語、署名・政府手数料納付、代理人の資格の証明に関するルールは特許出願と同様である。

a) 出願書類

i) 願書：

願書に記載する事項は主に以下のものである：

イ) 出願人の人定事項：

* 出願人の氏名または名称（共同出願の場合には出願人全員の氏名または名称）、団体商標の場合、その協会の名称を明記する。

* 国籍

* 住所（出願人が複数であれば、筆頭者の住所のみ）関連送達の宛先となる。

* 電話番号および E-mail アドレス。

* 出願人が法人である場合には、代表者の氏名、また代理人による出願の場合には代理人の人定事項 [代表権登録が存在する場合にはその番号] 。

ロ) 登録を希望する標章に関する事項：

* 商標の種類 [名称商標、非名称商標、立体商標、または複合商標の別] の指定。名称商標または複合商標の場合にはその名称を記す。

* 当該標章の使用の有無、並びに使用されている場合には開始時期。

ハ) 指定商品若しくは指定役務の分類番号、並びに具体的な製品またはサービスの内容。一出願あたり一区分を限度とする。また、当該分類に該当する全ての製品あるいはサービスを保護対象とすることを希望する場合には、施行規則による当該分類定義の全文を記す必要がある。

ニ) 当該商標を使用する製品またはサービスを製造するか、または提供する工場、事業所等の住所。出願人の住所と同一である必要はない。

ホ) 当該標章の一部を構成するが商標登録の対象外である句、言葉、記章等の指示。例えば「メキシコ製」、「100%天然」等。

へ) 優先期日。出願人がメキシコでの出願より前に、他国において同一内容の商用登録出願を行っている場合、同メキシコでの出願が同他国での出願日から、適用条約が定める期限内、若しくは適用条約が存在しない場合には 6 ヶ月の期限内に提出される限りにおいて、出願人は同他国での出願日の優先期日としての認定を申請することができる。但し、メキシコでの出願は、当該他国での出願と同一商標、且つ同一の指定商品または指定役務に関するものでなければならない。

ト) 非名称商標、立体商標、または複合商標の場合には、標章を図式化したラベルを当該欄に貼付ける。

ii) 添付書類

願書には以下の書類を添付しなければならない：

イ) 政府登録手数料納付の確証。

ロ) 標章を図式化したラベル。非名称商標、立体商標、または複合商標の場合に限って、4 センチ四方以上 10 センチ四方以下のサイズのラベル 7 枚 [白黒またはその必要がある場合にはカラー] を願書に添付する。既述の通り、別途同一のラベルを願書の当該欄に貼付する。但し立体商標の場合には、正面、側面、並びに上部から撮影し写真各 7 を添付する。

ハ) 代理人の資格証明書。代理人による出願の場合には同人に対する委任状 [その形式要件は特許出願のそれに同じ]。但し、代表権登録が存在する場合には登録証の写しを添付する。

ニ) 他国で提出した願書の写し。出願人が優先期日の申し出をする場合に限り、メキシコでの出願提出から 3 ヶ月以内に、当該他国で提出した願書の写しを受領の確証を付して IMPI に提出しなければならない。同書が外国語 [スペイン語以外] で作成されている場合には西語訳を付す。これが提出されない場合、優先期日の申し出はなされなかったものと看做される。また出願時には当該政府手数料納付の確証を添付として提出する。

ホ) 共同商標の出願、若しくは団体商標の出願の場合には、共同商標権者、または当該団体の加盟者間で適用される、登録商標の使用、商標権の移転、分割等に関する規約書を添付する必要がある。

b) 「一商標一出願の原則」と指定商品、指定役務。

商標登録においても「一商標一出願の原則」が貫かれており、その結果として、商標登録の出願は、単一の標章且つ単一の指定商品または指定役務区分に係るものでなければならないことになっている。

なお、商標が登録された後に、同商標を使用する製品またはサービスの範囲を拡張することは、たとえそれが同一の区分に属するものであっても、一切認められない。反対に、それを限定することは何度でも申請することができる。

従って、登録商標の使用される製品あるいはサービスとは異なるものについて使用する同一の商標を登録を得るには、別途新たな出願手続を踏む必要がある。

現在メキシコで適用されている指定商品、指定役務の区分は国際基準によるもので、全42区分から成る。当該規定は施行規則第59条に置かれており、具体的には以下の通りである：

I. 製品

- 区分 1. 工業・化学・写真・園芸・植林用化学製品、未加工の合成樹脂、土壌肥料、消火用材、金属の焼き入れ及び溶接用調剤、食品保存用化学製品、なめし剤、工業用接着剤(糊)。
- 区分 2. 顔料、ニス、ラッカー、錆止め及び木材防腐剤、染色用材、エッチング液、未加工の天然樹脂、塗装工・装飾家・印刷工・芸術家用の金属シート材および金属粉。
- 区分 3. 漂白用調剤およびその他漂白用物質、清掃・研磨・油脂除去・削り用調剤、石鹼、香水、エッセンスオイル、化粧品、頭髮用ローション、歯磨き粉。
- 区分 4. 工業油脂、潤滑剤、粉塵の吸収・洗浄・凝縮用製品、燃料（モーター用ガソリンを含む）および照明資材、点火プラグ、導火線。
- 区分 5. 薬品・動物用品・衛生用品、医療用食事療法用品、乳児用食品、膏薬、傷手当て用品、歯の詰め物および歯型用の材料、消毒剤、害になる鳥獣虫魚駆除用品、殺菌剤、除草剤。
- 区分 6. 一般金属および合金、建設用金属製資材、運搬可能な金属製建造物、鉄道用金属資材、他の区分に含まれない金属ケーブルまたは金属系、鋳物。
- 区分 7. 機械および工具、モーター（地上車両用のモーターを除く）、連結装置およびトランスミッション装置（地上車両用は除く）、農具、孵卵機。
- 区分 8. 手動の工具および器具、ナイフ・フォーク及びスプーン、刀剣類、安全カミソリ。
- 区分 9. 科学・航海・測地・電気・写真・映画・光学・重量計測・交通標識・制御（検査）・救助（救出）及び教育用の装置または器具、収録・放送・音声または映像の再生用の装置・磁気記録のサポート・音響ディスク・プリペイド装置用のオートマチックディストリビューターとメカニズム、キャッシャー、計算機、情報処理装置およびコンピュータ、消火器。
- 区分 10. 外科・医療・歯科・獣医学用の装置または器具。義手・義足・義眼および義歯、整形外科用品、縫合用品。
- 区分 11. 照明・暖房・蒸気発生・煮沸・保冷・乾燥・換気・配水および衛生設備用の装置。
- 区分 12. 車両、地上・航空または海上輸送機械。
- 区分 13. 銃、弾薬およびミサイル、爆薬、花火。
- 区分 14. 貴金属・合金および他の区分に含まれない同素材またはメッキされた製品、装身具、アク

セサリー、宝石、時計および時間測定器。

区分 15. 楽器。

区分 16. 紙・ダンボールおよび他の区分に含まれない同素材の製品、印刷用品、製本用品、写真、文房具、紙または家庭用接着剤(糊)、美術素材、筆、タイプライターおよび事務用品(家具を除く)、教材(機材を除く)、包装用ビニール素材(他の区分に含まれないもの)、トランプカード、活字、鉛版。

区分 17. 天然ゴム・グッタペルカ・ゴム・アスベスト・雲母および他の区分に含まれない同素材の製品、半加工のビニール素材製品、継ぎ目を塞ぐ糸くずで塞いだり隔離したりするための資材、非金属製の折り曲げ可能なパイプ。

区分 18. 皮革および合成皮革、他の区分に含まれない同素材の製品、動物の毛皮、トランクおよびスーツケース、傘・日傘および杖、鞭および馬具。

区分 19. 非金属製建設資材、建設用の非金属製硬質パイプ、アスファルト・タールおよび瀝青、非金属製輸送建造物、非金属製モニュメント。

区分 20. 家具、鏡、額、他の区分に含まれない木・コルク・籐・イグサ・ヤナギ・角・骨・象牙・鯨のひげ・貝・琥珀・真珠・海泡石でできた製品、これら全ての素材またはビニール素材でできた代用品。

区分 21. 台所器具および容器(高価な素材やメッキ製でないもの)、櫛またはスポンジ、ブラシ(筆を除く)、ブラシ製造用の素材、清掃用品、鉄屑、未加工または半加工のガラス(建設用ガラスを除く)、他の区分に含まれないガラス製品・磁器および陶磁器。

区分 22. 麻ロープ、網、キャンプ用テント、シート、蠟燭、袋(他の区分に含まれないもの)、詰め物素材(ゴムまたはビニール素材は除く)、未加工の繊維織物素材。

区分 23. 織物用糸。

区分 24.他の区分に含まれない織物および繊維素材、ベッドカバーおよびテーブルクロス。

区分 25. 衣類、靴、帽子。

区分 26. ボーダーレース及び刺繍、テープ及びリボン、鉤ホック及び鉤穴、ピンおよび針、造花。

区分 27. 絨毯、ドアマット、敷物、リノリウムおよびその他の床外装、織物製でない壁掛けタペストリー。

区分 28. ゲーム、玩具、他の区分に含まれないジム及びスポーツ用品、クリスマスツリー用装飾品。

区分 29. 肉・魚・鳥および狩猟鳥獣、肉エキス、乾燥および調理済の保存用果物および野菜、ゼリー、ジャム、コンポート、卵、牛乳および乳製品、食用油脂。

区分 30. コーヒー、茶、カカオ、砂糖、米、タピオカ、サゴ澱粉、コーヒー代用品、小麦粉および穀物製品、パン、ケーキおよび菓子、アイスクリーム、蜂蜜、糖蜜シロップ、イースト、ベーキングパウダー、塩、マスタード、酢、ソース（調味料）香辛料、氷。

区分 31. 他の区分に含まれない農業・園芸・植林の産物および穀物、生きた動物、生鮮果物および野菜、種、植物および生花、動物用飼料、麦芽。

区分 32. ビール、ミネラルウォーター・炭酸飲料およびその他ノンアルコール飲料、フルーツ飲料及び果汁、シロップ及び飲料作りのための材料。

区分 33. アルコール飲料（ビールを除く）

区分 34. タバコ、喫煙用品、マッチ。

II. サービス

区分 35. 広告、商取引業務、商業経営、事務職。

区分 36. 保険、金融業、コイン商、不動産業。

区分 37. 建設、修理、取り付けサービス。

区分 38. 通信業。

区分 39. 運送、製品の梱包および保管、旅行代理業。

区分 40. 資材取扱い。

区分 41. 教育、研修、普及、スポーツ及び文化的活動。

区分 42. レストラン業（飲食業）、宿泊業、医療・衛生および美容ケア、動物関係および農業サービス、司法関係サービス、科学および産業研究、コンピュータプログラミング、他の区分に含まれないサービス。

なお、実務上の習慣としては、正式な商標登録出願提出に先立って、IMPI による当該標章の登録可能性に関する事前審査 [通称、商標の新規性の審査] を受けるのが常である。

6) 審査

商標登録手続における IMPI による審査は、特許同様、「方式審査」と「実体審査」からなる。

方式審査においては、当該出願が法定の形式要件を充たすものであるかが審査され、要件を充たさないものは受理されない。出願がこの過程を経て正式に受理された日が出願提出日として認められる。

一方、実体審査においては、登録の出願された商標が当該法規に照らして登録可能なものであるかと

登録拒絶事由に抵触しないかが審査されるが、出願内容に不備があるか、または登録拒絶事由が存在する場合、IMPI はその旨を書面によって出願人に通知する。そこでは出願の補正または当該登録申請却下の事由に関して事情説明をすることが出願人に命じられるが、これが2ヶ月以内に為されない場合、出願は放棄されたものと看做される。この出願人に与えられる出願の補正等の実施期限は、特許出願の補正と同様の手続により最長2ヶ月間まで延長が可能である。

また、上記のような状況において当該拒絶査定の結果として、出願人が登録しようとする標章を改変した場合、これは審査中商標とは別の商標と看做されるため、新たに所定の要件を充たす形での出願を行うことが必要となる。

なお、拒絶査定理由が、他の登録商標と同一であるか若しくは混同をまねく程度に類似することであり、また同登録商標について、その無効、失効、または取消のための手続が係属中であるか若しくは提起された場合、IMPI は、当事者の申請によるか、或いは職権によって、当該登録出願の審査を、同無効等手続が結審するまでの間、一時中断することになっている。

7) 登録証の交付、公告、出願の却下

IMPI は、審査終了の後、その結果として商標の登録を認めた場合、出願人に対して商標登録証を交付する。商標登録証は各登録商標につき交付され、以下の事項が記載される：

- * 登録番号
- * 保護される標章、並びに商標の種類 [名称商標、非名称商標、立体商標、または複合商標のいずれであるか]
- * 指定商品または指定役務の区分、並びに商標の使用される製品またはサービス
- * 商標権者の氏名または名称、並びに住所
- * 必要に応じて、事業所の住所
- * 出願日または認定された優先期日、商標の使用開始日 [それがあつる場合に限る]、並びに登録証の交付日
- * 有効期限

商標登録の認可を内容とする決定書は [工業所有権] 公報上で公告される。

反対に出願の却下が決定された場合、IMPI はその旨を当該決定書によって出願人に通知する。同決定書は理由附記の要件を充たすものでなければならない。

8) 保護の範囲

商標権者には、指定商品または指定役務に関し、登録商標を独占排他的に使用する権利、並びにそのための権限を有しない第三者が指定商品または指定役務について当該登録商標に類似する商標を使用し、または指定商品、指定役務に類似する所定商品、指定役務について登録商標若しくはこれに類似する商標を使用することを禁止する権利が与えられる。

但し、登録商標は、メキシコ領土内において、登録された通りか、さも無くはその識別力に影響しない変化の範囲で使用しなければならない。

なお、法律は権利を有しない者が、他人の登録商標をその商号や社名またはその一部として使用することを禁止する条文を商標の総則の項目内に設けている。同条文によれば、以下の条件に該当する者は、登録商標或いは登録商標と類似の商標を、その店舗や法人の名称、或いはその一部として使用してはならない：

- * 登録商標の指定商品または指定役務と同一または類似の商品またはサービスの生産、輸入あるいは商的に取り扱う事業所または法人であって、且つ、
- * 登録商標の使用に関し、当該商標権者あるいはその為の権限を有する者の書面による承諾が無い場合。

本規定への違反者に対しては、法律の定める罰則が適用される上に、商標権者等には、当該違法名称使用等の差止、登録等の取消、並びに損害賠償請求の訴えを起こす権利が与えられる。ただし、これはそのような登録商標等の使用が同登録商標の出願日または当該優先期日以前よりなされている場合には適用されない。

法律は別の項目において一連の工業所有権に対する違反行為を規定しており、そこには本規定と実質的には同内容のものが含まれているので、この規定の存在は一見不自然な印象を与え得る。しかし、メキシコでは歴史的な事情から法人設立時の法人名の使用認可を IMPI ではなく外務省が管轄しており、それが原因で商標との関係における商号にまつわる問題が生じやすい状況にあり、それを考慮するなら敢えてこのような規定が商標の総則として置かれていることは、それなりに納得がいくといえる。

一方、法律に従えば、以下に掲げる者には商標権が及ばない。従って、法律の規定する罰則の適用対象にはならない：

- * 国内で、登録商標の登録以前から同登録商標と同一または類似する商標を、同一もしくは類似の製品あるいはサービスについて使用していた善意の第三者。ただし、同第三者が、当該登録商標の出願日またはその使用開始日より前から、その商標の使用を開始し且つこれが中断することなく継続的

に行なわれている場合に限る。なお、このような状況において、同第三者には、登録商標の公告がなされた時点から3年間は、自らが使用する商標について登録出願を行う権利が与えられる。但しそれにはその出願に先立って同第三者が所定の手続によって同当該登録商標の無効宣告を得ることを要する。

* 指定商品の市場での流通が、商標権者またはそのための権利を有す者によって合法的に開始された後に、同指定商品を商品として取扱い、販売し、購入し、または使用する者。この規定は、施行規則の定めるところに従い合法的にメキシコに輸入された商品についても適用される。

* 自らの氏名や社名を、自らが生産しあるいは取り扱う商品、または提供するサービスや事業所に使用しているか、あるいはそれを商号の一部として使用する個人または法人。ただし、そのような使用が習慣的なものであって、且つ登録商標または公告済み商号を構成する同一名称とは明確に識別できる性質を持つ場合に限る。

9) 表示

登録されている商標の使用される製品またはサービスについてのみ、「登録商標」或いはその略号である「M.R.」または「R」の表示をすることが認められる。

10) 登録の更新

既述の通り、商標登録は更新が可能である。同更新は、商標権者による出願が有効期限満了の6ヶ月前に提出されることを要する。しかし、IMPIは、有効期限満了後6ヶ月以内であれば登録申請手続を認める。更新申請がなされることなくこの6ヶ月が経過した場合、登録は失効する。

商標登録の更新は、商標権者が当該政府手数料納付の確証を提出し、且つ願書において当該商標の登録上の指定商品または指定役務の少なくとも一つについて同商標を更新後に使用する旨、並びに正当な理由なくして3年間以上に亘って同商標を使用しなかった事実が存在しない旨を宣誓供述した場合に限ってのみ成立する。また、同一の商標が複数の製品またはサービスについて登録されている場合、当該登録件数分の政府手数料納付の確証が提出される限りにおいて、それらの一つについての登録更新が成立すればその効果は全ての登録に及ぶ。

6. 商業標語

1) 概念

商業標語とは、事業場か、商業、工業、またはサービスに係る事業か、或いは製品またはサービス自体を一般大衆に向けて宣伝することを目的とする文句或いは文章であるが、これは所定の手続によって登録を得ることで工業所有権としての保護の対象となる。

2) 登録手続等

商業標語の登録手続等には、商標登録のルールが準用される。願書の用紙も商標登録用のものと同じのものを使用する。

但し、商標と異なり、商業標語登録においては、ひとつの出願において複数の指定商品または指定役務の区分を指定することが認められる。

また、事業場や事業に関する標語の登録の場合、これは施行規則の定める指定商品、指定役務区分の枠外となるため、特殊区分における登録として扱われることになる。その場合、当該標語登録による保護は、当該事業場や事業において取り扱われる製品やサービスには及ばない。

3) 有効期限

商業標語登録の有効期限は、商標と同じく10年間であり、更新が可能である。

7. 商号

1) 概念

法律は、商号を「商業またはサービス業の事業所を、その顧客が存在する地域内で同業種の他の事業所と識別するために使用される何らかの標章、名称、言葉あるいは形状」と定義する。

商号について、登録制度は存在せず、[工業所有権] 公報上での公告手続さえ踏めばその独占排他的な使用が認められる。その権利が及ぶ地理的範囲は、当該商号を使用する事業所の実効顧客が存在する地域内であるが、但し当該商号がメキシコ全体において大規模に普及し、その使用が継続的になされている場合、その範囲はメキシコ全土に及ぶ。

商号は、商標と同じく、一種の資産としての工業所有権である。ただ、商標と異なるのは、商標は製品およびサービスを識別することを目的とするのに対し、商号は事業所、事業または企業を識別することを目的とする点である。また、商号においては権利の主体が商業従事者に限定されることも商標との相違点といえる [弁護士事務所名に関する商標の場合のように、商標権者は必ずしも商業従事者でなくともよい]。

2) 権利の取得方法

商号に関する権利は、既に触れた通り、[工業所有権] 公報上での公告手続によって取得される。出願には商標登録と同じ書式が使用される。なお、右公告には、当該商号の使用に関する出願人の善意推定の効果がある。

3) 有効期限

商号の有効期限は公告出願日より 10 年間であり、これは同期間ごとに更新を行うことができる。

8 . 原産地名称

1) 概念

法律に従えば、原産地名称とは、品質や特徴が専ら、ある地理的地方の天然または人的要因を含む地理的環境によって決定される同地方の原産品の呼称として使用される同地方の名称である。原産地名称は、これが商標のような「営業上の信用が化体した標識に関する権利」のひとつであることに相違ないとはいえ、他の工業所有権の類型とは異なり、私的財産権の一部を成すものでもなければ [当該地方の存する国の財産である]、またその使用权者等に独占排他的な権利を与えるものでもないという点において特殊である。

原産地名称は国による保護宣言によって成立する。手続上、同宣言は IMPI が、その職権により、或いは法律の定めるところに従い宣言がなされることに法益を有すると看做される者の申請により行う。

法律上、以下の者が原産地名称の保護宣言に法益と有すると看做される。

- * 原産地名称による保護の対象である製品の製造業者または生産者 [法人または自然人]。
- * 同前の製造業者または生産者の会議所あるいは協会。
- * 連邦政府機関、州政府機関、並びにそれらの外郭団体。

所定の手続の結果として、IMPI が実行した原産地名称の保護宣言は、連邦官報において公告がなされる。同宣言は、その前提となった諸条件が存続する限り有効であり、唯一、IMPI の取消宣言によって消滅し得る。

2) 使用权の取得

原産地名称の使用を希望するものは、施行規則の定めるところに従い申請を行い IMPI による使用認

可を受けなければならない。

3) 使用権の有効期限

原産地名称の使用権は、申請提出日より 10 年間有効であり、これは同期間ごとに更新することが可能である。

9 . 集積回路設計図

集積回路設計図は、メキシコの制度において最新の工業所有権類型であり、1998 年の法律改正時に、一連の関連規定が同法の新項目として追加された。

法律によれば、集積回路設計図は、それが独創性を有し [ここでは新規に考案されたものであることを意味する]、且つ世界中のいかなる場所においても未だ商品化されていないものである場合、IMPI における登録の対象と認められる。ただし、既にメキシコまたは外国において通常の形態での商品化がされているものであっても、登録出願が、通常の形態での商品化が最初になされた時点より 2 年間以内に提出された場合には同様の扱いがされる。

集積回路設計図の登録権者には、第三者に対して以下の行為を禁止する権利が与えられる：

- * 登録設計図全体または部分的複製。
- * 登録設計図、登録設計図の使用される集積回路、または登録設計図の非合法的複製が使用される集積回路の組み込まれた物品の輸入または販売。

集積回路設計図の登録手続は、この登録対象物の性質上、基本的には特許のそれに準じる。

設計図登録の有効期限は出願日より 10 年間であり、これは更新や延長が認められない。

.- 工業所有権の移転、使用許諾等

1. 特許権、実用新案権、及び意匠権の移転、使用（実施）許諾等

特許、あるいは実用新案または意匠の登録 [この第 1 章 1. においては、以降、単に「登録」と称する] により特許権者または登録権者が取得する権利、もしくは出願提出により出願人が取得する権利は、その全て或いは一部を移転すること、または担保に供することが認められているが、第三者との関係においてはそれらの行為が IMPI に登録されることが対抗要件である。

また、特許権者あるいは登録権者は、使用 [特許の場合には実施] 許諾契約 [本項においては単に許諾契約とする] により特許の実施、または登録実用新案または登録意匠の使用をそれぞれ許諾することができる。この契約は IMPI への登録が第三者対抗要件である。なお、許諾契約によって与え得る実施権または使用权には、独占排他的なもの [専用実施権または専用使用权] とそうでないもの [通常実施権または通常使用权] がある。

なお、許諾契約において約定される特許の実施料または登録の使用料の徴収は、法律が特許権者あるいは登録権者に認める独占排他的使用权の有効期限に従い時間的な制約を受ける制度になっている。即ち、失効した特許または登録を対象とした許諾契約書、また当該特許又は登録の有効期間を超過する有効期限を定める許諾契約書は登録が認められない。

許諾契約登録の抹消は以下の場合に実行される：

- * 許諾契約の当事者双方による共同の申請がなされた場合。
- * 当該特許あるいは登録が無効、若しくは失効した場合。
- * 裁判所が抹消を決定した場合。

ある発明または考案に関して、特許または登録付与の日から 3 年後、あるいは出願日から 4 年後のどちらか遅い方の時点において、特許権者または登録権者によって当該発明または考案が不実施または不使用である場合、これらの実施または使用を希望する者 [それを行うに十分な技術的能力及び経済力を有す者でなければならない] は IMPI に強制実施権 [または使用权] の付与を申請することができる。但し、不実施または不使用が正当な理由に拠るものある場合にはその限りでない。

最初の強制実施権 [または使用权]を付与するに先立って、IMPI は特許権者または登録権者に強制実施権 [または使用权]設定の申立が存在する旨を通知し、同人が実施権または使用权を行使するよう、同通知日より起算して一年間の猶予期間を与える。

特許権者または登録権者による実施または使用がなされなく同期間が経過した場合、IMPI は強制実施権 [または使用权]の付与を決定する。なおその期間、条件、適用分野、実施（使用）料についても IMPI が決定権を有する。

最初の強制実施権 [または強制使用权]の付与の時から 2 年が経過しても、当該発明または考案の不実施または不使用が続いている場合、または特許権者または登録権者によって実施または使用の事実か、若しくは不実施または不使用が正当な理由に拠るものであることが証明されない場合、IMPI は当該特許または登録の失効を宣言する。

強制実施権 [または強制使用权]を付与された者は、付与の日から 2 年以内にその権利を行使しなければならない。同期限内に正当な理由なくして同権利の行使がなされない場合、IMPI は、特許権者または登録権者の申請によってか、或いはその職権で、強制実施権 [または強制使用权]の失効を宣言する。

2 . 商標の移転、使用許諾等

商標権若しくは商標登録出願によって取得される権利も、その一部または全てを移転すること、或いは担保に供することが認められている。この場合にも IMPI への登録が対抗要件である。

また、商標権者または手続き中の商標の権利保有者は、使用許諾契約の締結によって、他の者に当該登録商標の使用权を与えることができる。IMPI への登録が対抗要件であること、並びに専用使用权と通常使用权のいずれもが約定可能であるは特許等の場合と同様である。

なお、許諾契約登録は以下の事由により取消される：

* 契約当事者の双方が取消を申請した場合。

* 登録商標の無効、失効、または取消の場合。あるいは、手続き中の商標に関する契約の場合は、出

願が却下された場合。

* 裁判所の決定。

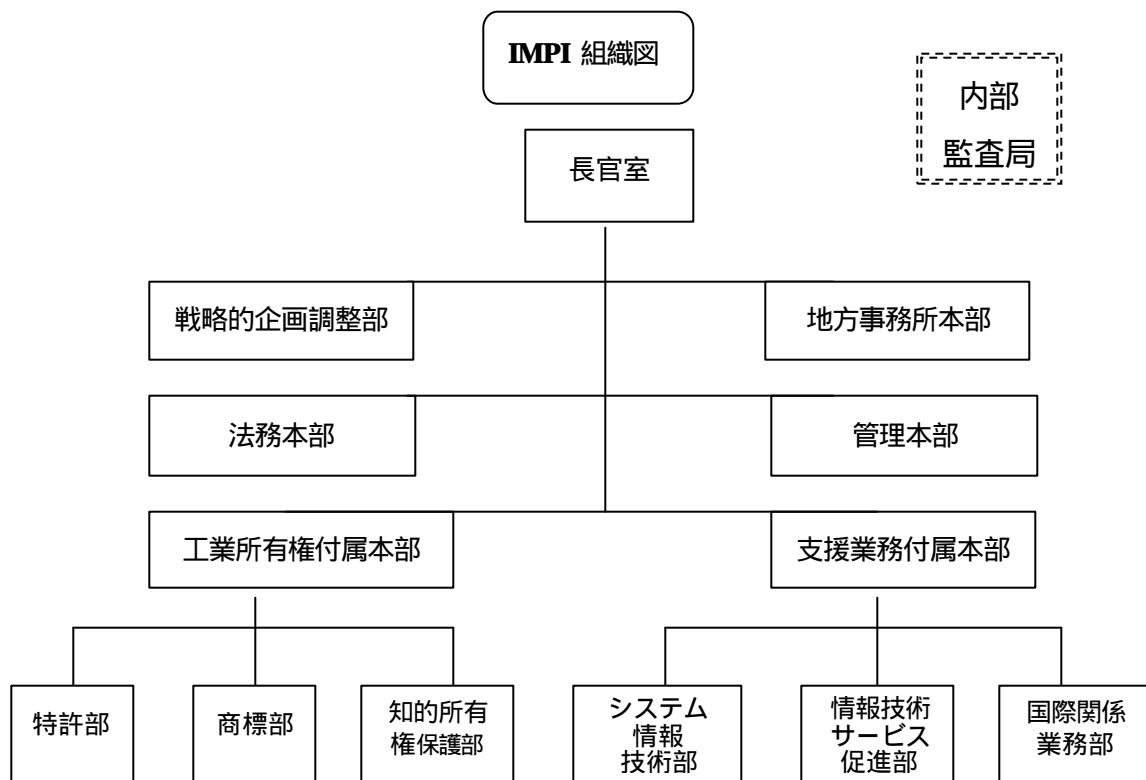
.- 工業所有権庁 [IMPI]

法律と施行規則の行政的適用は、既述の通り IMPI が管轄する。それはかつて、当時の商業工業振興省 [通称「SECOFI」、現在の経済省] の一部署であった工業所有権局に委ねられていたが、1993年12月10日付け連邦政府官報に公布された政令によって、独自の法人格と財産を有する政府外郭団体として創設された。

IMPI は、特許、実用新案、意匠、商標・商業標語等の登録出願の受理、審査、認可、原産地名称の保護宣言書の発行、その使用权認可、商号の公告、並びにそれらの更新、無効、失効、取消の宣言、許諾契約書の登録とその取消等、工業所有権に係る行政手続のほとんど全てを取り扱っている。

また今日、工業所有権を脅かす各種不正行為を防止し、取締ることは国家の重要課題の一つであるが、それもまた IMPI の主要機能の一つである。

IMPI にはその機能を果たすために必要な様々な部署が存在し、構成は次の通りである。



1．長官室

IMPI を統括・管理し、これを代表する機関。

2．戦略的企画調整部

IMPI の目標や目的、政策を決定し、その遂行を監督する。

3．法務本部

IMPI が関与する法律行為において IMPI を代表する機関。犯罪を構成し得る行為を検察庁に告発したり、IMPI が被告当局となるアンパード訴訟に関与する。

4．地方事務所本部

IMPI の地方事務所を組織・調整・監督し、地方事務所にて行なわれる手続きにつき連絡窓口となる。

5．管理本部

IMPI の財務・人事を管理する。

6．工業所有権付属本部

特許、実用新案、意匠、集積回路配置図の登録、商標、商号、原産地名称の使用認可の付与を決定する。また、上記特許や登録等に関連する紛争につき調停者として機能する。

7．特許部

特許及び実用新案の登録、意匠や集積回路配置図の手続きに関し、IMPI の方針とガイドラインを打ち出し適用する。また、その付与、及び派生する権利の委譲や保護に関し、審理し決定する。

8．商標部

商標・商業標語、商号、原産地名称の手続きに関し、IMPI の方針とガイドラインを打ち出し適用する。また、その付与等に関し決定する。

9．知的所有権保護部

法律に従い、工業所有権の無効、失効、取り消しの手続きを審理、決定する。また、法律、連邦行政法及び著作権法等が定める行政法上の義務違反を調査する。

10．支援業務付属本部

工業所有権制度を整備・普及したり、国内外の民間・学術団体との窓口として機能する。

11．システム情報技術部

IMPI が行う決定やその他工業所有権に関する情報一般等を、印刷物あるいは電子媒体によって公開する。

12．情報技術サービス促進部

工業所有権制度を普及し、調査活動等に参加、また民間及び公的部門との協力・調整を行なう。

13．国際関係業務部

国際的活動において、IMPI の代表業務や手続き処理業務の窓口としての役割を果たす。

14．内部監査局

IMPI 職員の義務不履行等に関する苦情等を受理し、調査の上、適用罰則を科す。また、その職員の行為が犯罪を形成し得るとみなされる場合、その旨当該当局へ告発する。

- 工業所有権の無効、失効、取消等

1. 特許、実用新案、及び意匠の場合

特許、若しくは実用新案または意匠の登録 [この第 1 章 1 . においては以降、登録と称する] は、以下の各号に掲げる事由により無効となる：

- 1) 法律の定める特許要件、登録要件等法律の定める関連規定に反して特許または登録が認可された場合。
- 2) 特許や登録が、これらが認可された時点において有効だった法規に反して認可された場合。この規定に基づく無効の訴えは、特許等出願人の代理人の欠格を根拠とすることはできない。
- 3) 手続中に申請が放棄された場合。
- 4) 特許または登録の認可が重大な誤謬あるいは不注意による場合、またそれらが認可を得る権利を有しない者に認可された場合。

上記 1) と 2) の事由に基づく無効の申立は随時提起が可能である。一方、3) と 4) の事由に係る申立は、当該特許等の公報上での公告が発効した時点より 5 年以内に行うことを要する。

特許または登録の無効宣言は、法律の定めるところに従い連邦の利害に係るものである場合には検察庁の申請によって、或いは利害関係人の申請によって、若しくはその職権で IMPI が実行する。無効宣言には当該特許等出願日、並びに同特許等の効果を遡及的に破棄する効力がある。

以下に掲げる事由によって、特許または登録は失効する。なお当該特許権等はその時点より公共の財産と看做される：

- * 有効期限の満了。
- * 有効性維持のための政府手数料の未納付。または猶予期間中にこれを行わなかった場合。
- * 強制実施権または強制使用権に関連して法律が定める場合。

但し、有効性維持のための政府手数料の未納付に因る失効の場合、当該納付期限満了の時点より 6 ヶ月以内に当該追徴金を含め納付を実行することで復権が認められる。

2. 商標の場合

商標の無効の事由は以下に掲げる通りである：

- 1) 法律の関連規定、または当該登録が認可された時点で有効であった法律の規定に反して認可された登録。なお、この規定に基づく無効の申立は、商標登録出願人の代理人の欠格を根拠とすることは

きない。

- 2) 無効の申立の対象である登録商標が、その出願日より前に国内または国外において使用された他の商標と同一または類似の商標であって、且つ同他の商標と同一若しくは類似の製品またはサービスに使用されるものである場合。ただし、同他の商標について最先の使用による優先権を主張する者が、当該 [無効の申立の対象である] 登録商標の出願日またはその最初の使用日より前から同他の商標を国内または国外において継続的に使用していた事実を証明した場合に限る。
- 3) 虚偽の願書記載事項に基づいて登録がなされた場合。
- 4) 当該商標が、同一または類似の商標であって、且つ同一若しくは類似の製品またはサービスに使用されるものであるが故に侵害されると考えられる他の有効な商標があるにも拘らず、誤謬、不注意、または類比判断基準の相違によって登録が認められた場合。
- 5) 登録商標の商標権者の外国におけるエージェント、代理人、許諾使用权者、または販売代理業者が、商標権者の明示の承諾を得ずして、自ら登録商標と同一または類似の商標の登録を出願し登録を得た場合。この場合、同登録は悪意によるものと看做される。

なお、上記の内、3) と 4) の事由による無効の申立は、公報上での公告が発効してから 5 年が申立期限であり、1) と 5) に基づくものは随時、また 2) は 3 年以内に申立が可能である。

一方、商標失効の事由は以下に掲げるものである：

- * 更新がなされずに有効期限が完了した場合。
- * 登録商標が、正当な理由に拠らずして、失効宣言申立の直近の連続する三年間に亘り使用されていない場合。

なお、名称商標の場合、当該名称が、当該市場における一般大衆による同名称の一般的な使用により当該登録商標を使用する製品またはサービスの種類を示す言葉に変わった場合も、登録は取り消される。

また、登録商標の取消を自ら希望する商標権者は、所定の申請手続を踏むことによって取消を行うことができる。

商標の無効、失効、または取消の宣言は、法律の定めるところに従い連邦の利害に係るものである場合には検察庁の申請によって、或いは利害関係人の申請によって、若しくはその職権で IMPI が行政

的に行う。なお、更新の申請がなされずに有効期限が満了したことによる失効はIMPI による宣言を要しない。

最後に、これら工業所有権の無効、失効、または取消は、第 4 章に述べる、IMPI による「行政上の宣言」の申立により手続される。

.- 行政上の宣言申立と異議申立

1. 概要

工業所有権の「無効」、「失効」、「取消」、「行政上の違反行為」の宣言の申立は、IMPI が受理官庁であり、これらは IMPI 介入の下で行政上の訴訟事件として扱われる。即ち、行政機関による手続ながら、形式的には司法上の裁判手続と同様の形態で遂行される。このような手続の結果として IMPI が下す判決は、司法上の裁判手続における判決 (*Sentencia*) に相当するといえるが、法的にはあくまでも行政手続上のものであるから「行政上の宣言 (*Declaración Administrativa*)」と称されている。

この手続は工業所有権について何らかの権利を主張する私人の申立によって開始される場合と IMPI の職権で開始される場合とがある。そしてこれが模倣などの工業所有権に対する行政上の違反 [或いは侵害] 行為に対するものである場合には、前者は「行政的救済手段」としての、また後者は「水際措置」としての性格をそれぞれ帯びることになる。

因みに IMPI は、同庁が保有する統計データの一部を公表している：

- * IMPI に対する「行政上の宣言」の申立件数は、1999 年度に 1,463 件であったのに対して 2000 年度は 1,831 件と大幅な増加が見られた。
- * 右 2000 年度申立件数の内訳は、無効に関するもの：430 件、失効：341 件、取消：3 件、行政上の違反：816 件、仮処分：50 件、並びに貿易上の違反：191 と、違反に係るもの [最後の 3 部門] の申立件数が多いのが目立つ。
- * また、2000 年度に IMPI が下した判決 [行政上の宣言] の総数は 3,129 件であった。これに対し同年度の申立件数は既述の通り、1,831 件でしかもそれには申立がなされても何らかの事情により判決に至らなかったケースが含まれるから、これは職権での手続きにより解決に至ったケースの割合が相当程度に多いことを意味する。
- * 2000 年度に実行された違反容疑者に対する査察実行の総件数は 4,223 件であり、内、2,932 件 (69.4%) が職権によるものである。
- * また部門ごとに申立件数と判決件数を比較してみると、無効・失効・取消部門では 774 : 1,266、仮処分及び行政上の違反部門 856 : 1,704 といずれも判決件数が勝っており職権による判決の多さが際立っているが、反対に貿易上の違反部門では 191 : 159 と結果が逆転している。しかもこの 159 件には職権によるものが含まれるはずであるから、この部門に限って申立がなされても判決に至らないケースが際立って多いということであろう。このことから、この部門にメキシコの

工業所有権違反行為取締り状況の改善の鍵が隠されていると推論できるのではないだろうか。

2. 総則

まず、IMPI に提出される出願や申立には、以下に掲げる要件を充たすことが一律要求される。これらは工業所有権登録等の出願手続にも適用されるルールである：

1) 形式要件

a) 書面主義、並びに公用語の使用

IMPI に対する申立はすべて書面によって行わなければならない、また提出する書類は、原則として、全てメキシコの公用語であるスペイン語で表記しなければならない。外国語での提出を要する書類がある場合には、スペイン語訳を付さなければならない。

スペイン語訳について、メキシコには「公認翻訳士」制度が存在し、当局に提出する書類が外国語によるものである場合には、この公認翻訳士による翻訳を付すことが要求されるのが通常である。IMPI に提出する書類の場合この公認翻訳士による翻訳の使用は法的に義務付けられてはいないものの、当該書類の証拠力確保の観点からはそうすることが望ましい。

公認翻訳士はメキシコの各州 [メキシコ連邦区を含む]の高等裁判所が所定の基準に従い認定すると同時にその登録を管掌している。

b) 提出書類の署名、並びに政府手数料納付

全ての提出書類は手続当事者本人またはその代理人によって署名されなければならない、また予め当該政府手数料納付を実行の上、納付証明書を提出書類に添付しなければならない。

上記 a) 並びに b) の要件を充たさない申立等は受理されないので注意を要する。

c) 指定書式の使用等

当該手続に関し、IMPI 指定の書式 [例えば特許等の願書用紙] が存在する場合、それを使用することが要求される。

指定書式が存在しない場合、申立書には件名欄を設け、そこに申立を行う手続の種類、申立提起の対象である登録等の番号を明記しなければならない。

d) 添付書類の提出

各手続の種類に応じて法律等の定める添付書類を申立書等に添付する。

e) 住所の記載

関連送達を受領するためのメキシコ国内における住所を明記する。

f) 代理人等の資格証明書

手続が代理人または承継人によってなされる場合には、これらの資格を証明するための書類を申立書に添付しなければならない。

g) 外国政府機関によって交付された書類の査証

提出する書類が、外国の政府機関によって交付されたもの [公文書] である場合には、[通常はメキシコ領事による] 査証を付す必要がある。但し、メキシコは「領事査証手続省略に関する」1961年ヘーグ条約の加盟国であるから、同条約加盟国の政府機関が交付した公文書については「アポステーク証明」を取得することによって、査証手続を省略することができる。日本も同条約の加盟国であるからこの制度が使用可能である。日本ではアポステーク証明の交付は外務省が管轄している。

2) 代理人の資格証明並びに代表権登録

特許や商標等登録の出願、許諾契約や工業所有権移転の登録等の非訟手続、並びに申立人が自然人である訴訟事件に関する申立においては、第 4 章で述べた通り、手続当事者が 2 名の立会人の下で署名した委任状が、代理人の資格証明書となる。また、非訟手続の当事者が法人の場合には、委任状に署名する法人代表者に委任状署名のための権限が付与されている旨、並びに同権限の確証である書類の特定事項 [公正証書番号、登記番号等] を委任状に明記しなければならない。

一方、法人の行う訴訟事件に関する申立においては、代理人または代表者への代表権授権を内容とする公正証書、若しくは 2 名の立会人の下で署名され且つ公証人による署名認証のある委任状がその資格の証明書となる。なお、その際代理人に要求される代表権の範囲は、民法の定める「管理行為、並びに訴訟及び取立て行為のための代表権」である。また、加えて手続当事者である法人の存在を証明する公正証書 [会社設立公正証書等]、並びに上記のような代表権授権または委任状への署名を行った法人代表者の資格の証拠たる公正証書の提出も要求される。

外国法人の場合、上記の各事項を含む内容の公正証書等が当該国の法律に照らして有効な形で作成されたものである場合には、それをメキシコにおいても有効と認めるのが法律上の原則である [但し査証、並びに外国語で作成されているものについては当地の公認翻訳士によるスペイン語訳が必要]。しかし実務上は、当該代表権授権を行った外国法人代表者の資格が問題となる場合が少なくない。特に日本の場合、法人代表者の任命時に具体的な権限内容を明記する習慣がない [代表者の権限内容は法令の規定によるものであるからと考えられる。例えば、株式会社の代表取締役の場合、その資格は会社登記簿の役員欄への氏名の記載によって証明されるが、そこには具体的な権限内容までは記されない。日本国商法第 251 条によって準用される同法 78 条や同民事訴訟法第 54、55 条等によれば株式会社の代表取締役には裁判上、裁判外は一切の会社代表行為を執り行う権限があるとされているため、そのような記載をする必要がないのである] ため、メキシコでの訴訟事件関連申立手続の代理人に対する代表権授権を行った法人代表者に他の者に代表権授権する権限があることを証明するのが技術的に困難となる。代理人の資格に不備があれば、最悪、訴訟当事者の人格の欠格の認定による敗訴を招くことさえあるので、代表権授権手続は専門家に相談の上執り行うことが望まれる。

代理人の資格証明は、IMPI において何らかの手続を行うたびに要求されるが、手続当事者にこの面での便宜を図る目的から、IMPI には「代表権登録」制度が設けられている。手続当事者がこの登録を有す場合、登録された代理人による手続については当該登録証の写しを提出するだけで代理人の資格証明が行える。

最後に、複数の者が共同で行う手続の場合、申立書等において代表者を 1 名任命する必要がある。当事者が任命を行わない場合、IMPI は、記載されている連名者のうち筆頭の者を代表者と看做す。

3) 期限の計算並びに手続ファイルの閲覧

IMPI での手続において、期限「日数」は常に就業日で計算する。一方、期限が「月」または「年」で示される場合、これは常に、非就労日を含む自然 [或いは暦] 月または年を意味する。また、原則として、期限は当該送達の翌日より起算するが、[工業所有権] 公報の効力については、公報自体が定める日、また発効日の指定がない場合には公報配布の翌日に発生する。

手続ファイルの閲覧は、特許、商標等の登録、公告済み商号または原産地名称のファイルについては、何人でも自由に閲覧することができる。一方、手続中の特許または商標等登録、及び訴訟事件のファイルは、唯一、当事者、その代理人またはその為の特別許可を有する者にしか閲覧権がない。

3. 行政上の宣言の申立

工業所有権の無効、失効、取消または行政上の違反行為に関する行政上の宣言の申立手続においても法律並びに施行規則が主要根拠法である。しかし、既述の通り、これらは係争事件手続の一種であるから、連邦民事訴訟法が補完的に適用される。

1) 申立、当事者の資格、証拠の申し出並びに証拠調べ等

行政上の宣言の手続は、IMPI の職権で、或いは利害関係人の申立によって開始される。利害関係人とは、行政上の宣言の効果が及ぶ法的保護の対象物に何らかの権利を有する者と解されている。なお、手続当事者の行為能力等に関しては、第 4 章「特許」の項で述べた通りである。

行政上の宣言の申立書には以下の事項を記さなければならない：

- * 手続当事者 [申立人] の氏名または名称、並びに代理人による手続の場合には代理人の氏名。
- * 送達受領のための住所 [メキシコ国内]。
- * 相手方 [民事訴訟でいうところの被告に相当するもの] の氏名または名称、並びにその代表者の氏名。
- * 申立の対象物の詳細且つ正確な説明。
- * 関連事実の説明 [民事訴訟上の訴えの事実に対応するもの] 。
- * 根拠法規。

なお、行政上の違反行為に対する申立の場合には、当該違反商品またはサービスが、製造、生産、販売、または提供等されている工場、企業、または事業所等の住所を記すことが要求される。

また、申立提出に際しては相手方に対する送達手続用に申立書の写しを添付しなければならない。

申立が上記の各要件を充たさない場合、IMPI は申立の補正を申立人に命じる。同補正の実行期限は 8 日間であり、同期限内に補正が為されない場合、申立は却下される。

また申立人またはその代理人の資格証明がなされない場合、または申立の根拠となる特許、商標等の登録、公告等が有効でない場合にも申立は却下される。

行政上の宣言の申立手続においては、証人尋問及び当事者の自白を例外として、あらゆる種類の証拠方法が認められる。証人尋問及び当事者の自白に関しては唯一、書証に含まれる事実に関するのみ採用され得る。

申立人による証拠の申し出は、申立提出と同時に行わなければならない。申立の提出が為された後に

発生したか或いは発見された証拠を除き、申立提出後の証拠の申し出は認められない。

申し出を行う証拠が、IMPI が管理する登録等のファイルに含まれている書証である場合、申立書において当該ファイルを指定の上、当該書類の謄本の交付を請求すれば、自らが同書証を申立書に添付することを免除される。

また外国に存在する書証の場合、申し出自体は申立提出時に行う必要があるものの、提出については一定の猶予期間が与えられる。

また申立人は、IMPI に対して、手続の相手方或いはその他の者にこれらの者が保有する書類等の提出を命じることを申請することができる。その書類等がその保持者にとって秘密情報を含むものである場合、IMPI は秘密保持を保障しなければならない。

2) 相手方への申立の送達、答弁、並びに行政上の宣言

工業所有権の無効、失効または取消に係る申立の場合、申立が受理されると、IMPI は相手方 [登録権者] に対して、申立の本人送達を実行する。これは申立人が指定した相手方の住所において行われるが、それによって相手方には1ヶ月の答弁書提出期限が与えられる。

行政上の違反行為に対する申立の場合、IMPI は、まず当該事件の発生した状況を勘案の上、査察実施の要否を判断し、それが不要或いは不適切と判断した場合には、申立の本人送達を実行する。その際違反容疑者には5日間の答弁提出期限が与えられる。反対に査察が必要と判断され実行された場合、違反容疑者には査察中並びに査察終了より5日以内に答弁を行う権利が与えられる。

相手方の転居等によって本人送達の実行が不可能である場合、申立人の費用負担の下、連邦官報並びに国内の主要新聞の紙面上での公告による送達が行われる。その場合相手方には1ヶ月の答弁期限が与えられる。この送達方法は、行政上の宣言手続がIMPI の職権で開始され、送達受領人が当該ファイルに記録される住所から転居していた場合にも使用される。

相手方による答弁書は以下に示す事項を記さなければならない。

- * 答弁を行う者 [相手方若しくは違反容疑者] の氏名または名称、並びにその代表者または代理人の氏名。
- * 送達受領用住所。
- * 抗弁並びに防禦。
- * 抗弁並びに防禦の法的根拠

また答弁書には抗弁・防禦の拠り所となる証明書等の本紙並びに写しを添付し、また同時に証拠の申し出を行わなければならない。証拠に関しては申立人の証拠と同じルールが適用される。

なお、申立と答弁のいずれにおいても、当事者による送達受領用住所の指定が極めて重要である。当事者が転居等の理由から他の住所での送達受領を希望する場合、IMPI にその旨を申し出なければならず、それを怠った場合、指定住所への送達の事実により本人送達が有効に実行されたと看做されるからである。

答弁書の提出期限が満了し、証拠調べが行われた後、IMPI は「行政上の宣言」を行う。これは既述の方法によって両手続当事者に送達されるが、その際、申立が行政上の違反行為に係るものである場合には、当該行政罰の適用が実行される。

3) 仮処分

IMPI が管轄する、工業所有権に対する行政上の違反行為に関しては、違反行為の継続による被害状況の悪化を防止することを目的とした「仮処分」制度が存在する。法律が定める仮処分には以下のものがある：

- * 以下の違反商品等の市場からの撤退：
 - 違法に製造されたか若しくは使用されている物品
 - 他人の工業所有権を侵害するような、物品、梱包材、容器、用紙類、宣伝用資材、看板等。
 - 上記の物品等を製造、製作、作成、または取得するために用いられる工具または道具類。
- * 違反商品の商業的取り扱いの禁止。
- * 関連物品の差押
- * 違反容疑者或いは第三者に対する違法行為の差止命令。
- * 違法サービスの差止。
- * 上記の処分が充分でないと判断される場合には、違法行為が行われている事業所等の閉鎖。

IMPI は仮処分適用を決定するに先立って、申立人に、同人が違反行為の対象である権利の保持者であること並びに以下のいずれかの状況にあることを証明するよう命じる：

- * 申立人の権利に対する侵害が行われていること、
- * 申立人の権利の侵害が差し迫った状況にあること、
- * 原状回復が不可能であるような損害を被る可能性があること、または

* 侵害行為の存在を証明するための証拠が破壊、隠匿、喪失、改ざんされる恐れがあること。

また、仮処分を申立いる者は、その対象者が同処分によって被り得る損害の賠償を保証するための保証を差し出し、且つ当該違反商品の販売・保管や違反行為が行われている事業所等を確定する上で必要な情報を IMPI に提供しなければならない。

仮処分の適用を受けた者は、反対に仮処分の解除を申立ることができるが、それには解除によって同処分の申立人が被り得る損害の賠償を保証するための反保証を差し出さなければならない。

IMPI は、当該違反行為の重度、並びに申立のなされた仮処分の内容を勘案の上、上記保証または反保証の対象額を決定する。

仮処分の適用を受けた者は、同処分適用の時点より 10 日以内に IMPI に対して異議の申立を行うことができるが、IMPI は同異議申立に基づき、仮処分の内容を改訂することがある。

なお、当該事件に関する IMPI の確定宣言において、違反行為が存在しないと判断された場合、仮処分の申立人は同処分の適用により相手方が被った損害について賠償責任を負う。また、当該違反行為に対する行政上の宣言の申立以前に仮処分の申立がなされた場合、申立人が、仮処分の適用の時点から 20 日以内に当該行政上の宣言の申立を行うか、若しくは裁判手続によって違反容疑者に対する訴えを提起しなかった場合も同様の扱いとなる。

IMPI は仮処分の適用されている違反行為に関する行政上の宣言を行う際、同処分を解除するか若しくは継続するかを決定する。

仮処分の申立人が、同仮処分適用の決定書等を、当該違反行為に対する行政上の宣言の申立手続、または同違反行為に係る裁判手続において証拠として使用することは認められるものの、これを第三者に対して公表等することは禁じられている。

最後に、法律は違反行為に対する行政上の宣言手続においては、常に当事者間での和解成立の可能性を見出すよう IMPI に要求しており、これは現実に IMPI によって実践されていることである。

4 . 異議申立

もともと法律が認めていた異議申立手続は、「再審の申立 (*Recurso de Reconsideración*)」が唯一であり、これは特許出願、実用新案登録出願、並びに意匠登録出願の却下に対してのみ手続きすることができた。しかし「連邦行政手続法」の公布によってこの手続は廃止されると同時に、これに代わる、そしてあらゆる種類の行政当局の行為に対して異議申立の手段として活用し得る「行政抗告 (*Recurso de Revisión*)」が制定された。この手続による異議申立が適法と認められる基本要件は、異議申立の対象で

ある行政行為が当該行政手続法の範囲では当該行政手続についての確定的な裁決であることである。

IMPI における手続については「再審の申立」の廃止によって、法律の範囲では同庁の行為を覆すための行政手続上の手段は皆無となった。従ってその決定は法律との関係ではいずれも常に確定的性格を有するわけであり、そのためこの「行政抗告」による異議申立が可能になるということである。もっとも IMPI の行為に対抗するために活用し得る手段はこればかりでなく、「アンパー口訴訟 (*Juicio de Amparo*)」も提訴が可能である。但しこれは司法上の裁判手続であるため、その詳細は第 3 章に譲ることとする。

行政抗告による異議申立は、当該行政行為の送達が発効してから 15 日以内が提出期限である。また、受理当局は同当該行為を行った当局自体であるが、その審理と裁決は同当該当局の直接の上部機関に委ねられている。

行政抗告の申立書には以下の事項を記載しなければならない：

- * 申立を行う行政機関名。
- * 申立人の氏名または名称と代理人または代表者の氏名、利害関係人がある場合にはその氏名または名称、並びに送達受領用住所 [メキシコ国内]。
- * 申立の対象である行政行為とその送達日。
- * 同行政行為による被害の明細。
- * 申し出を行う証拠。

また申立書には当該行政行為を含む決定書の写し、書証、並びに申立人及びその代理人の資格証明書を添付する。

申立書受理がなされると、その日より 5 日以内に当局は当該行政行為の停止または停止申請の却下を決定する。同期限内に決定がなされない場合、停止は認められたと擬制される。但し、その為には以下の要件が充たされることを要する：

- * 申立人が当該行政行為の停止を明示的に申請したこと、
- * 申立が適法であること、
- * 停止により公共の利益が損なわれることが無く、またそれが公序に係る法規に抵触しないこと、
- * 停止が第三者の権利の侵害の原因にならないこと、またはそのような状況であるならば、申立人の主張が認めされなかった場合に第三者が被りえる損害について申立人が賠償の保証を差し出すこと。

行政抗告による異議申立は、それが受理された日から 4 ヶ月以内に裁決が下されなければならない。同期限内に裁決がなされない場合、それは異議申立の対象である行政行為の効力が確認されたことを意味する [申立棄却の擬制]。従って、申立人はそれによって更に次なる法的手段 [裁判手続] をとる法的状況を確保することになる。

- 行政上の違反行為と犯罪

前章 [第 章] では、IMPI 介入の下で手続される各種申立について外観したが、その上でひとつ言えることは、同庁が形式的、或いは名目上は行政機関でありながらも、その機能面においては多分に司法機関的な傾向を有するということである。とりわけ、訴訟事件に関する行政上の宣言の手続における同庁の役割は、いくら法的には同宣言が裁判所の判決と同等の効力を持つには至らないとはいえ、極めて民事事件管轄の司法機関のそれに近いものがある。そしてそのような傾向は本章で扱う「行政上の違反行為」に関する機能にも如実に現れているといえる。但しそこでの IMPI の準司法機関的機能は刑事事件管轄のそれである。

1. 監督と査察

IMPI の最重要機能の一つは法律の遵守の監督である。そしてそれをまっとうするために与えられている権能の一つが査察権である。これは具体的には情報収集権と査察実施権とから成る。

前者の権能を発動する際、IMPI は私人に対して書面により情報の提出を命じる。同命令を受けたものは、15 日に以内に当該情報を提供しなければならない。

一方、後者は基本的には工業所有権に対する違法行為に関する行政上の宣言の手続との関連において当該行為の違法性に関する捜査を行うのがその目的である。

法律の定めるところに従い、査察は IMPI よりその為の権限を与えられた者 [査察官] を介して実行されなければならない。査察を開始するにあたって、査察官は査察対象者に対し IMPI 発行の査察実施指示書並びに自らの身分証明書を提示することによってその身分、並びに査察の合法性を明らかにしなければならない。通常、査察は就業日の就業時間内になされなければならないが、違法行為防止の目的から非就業日、非就業時間帯に実施されることもある。

また、査察はその性質上、違法の疑いのある製品の製造、保管、販売等、またはそのようなサービスが提供される場所において、それらの状況、ならびにそれらに関係する書類を検査することを主な目的として実行される。

査察には、IMPI の職権によるものと、自らの権利を侵害された工業所有権者の申請によるものがあるが、後者の場合、申請者立会いの下で査察を実施することも認められる。

査察を終えた査察官は詳細に互る調書を作成する。これは査察対象者が指名する 2 名の証人の立会い下で行われるのが原則であるが、査察対象者による指名がなされなかった場合には、査察対象者自身が立会人となる。

なお、査察を受けた者には、査察中またはこれが終了してから 10 日以内に、査察対象事項に関する証拠を提出する権利が与えられる。

2. 差押

査察の結果として、違反行為の存在が明らかであると判断される場合、監査官は違反の疑いのある商品等を差押さえることができる。その際、必要性が認められれば公権の介入による強制執行を要請することも認められる。差押さえた物品は、目録を作成の上それを調書に記録し、査察対象施設が固定された建造物である場合には、その管理者または所有者をそれらの保管人として指名した上で、そこでの保管を命じる。一方、査察対象施設が同物品の保管に適さないものである場合、IMPI がこれを保管する。

なお、差押の対象物としては以下のものが認められている：

- * 設備、器具、機械、装置、意匠、仕様、図面、マニュアル、型、鉛版(彫版)、銘板等法律の定める行政上の違反または犯罪と看做される行為の遂行に使用されたすべての手段。
- * 帳簿類、記録物、文書、模型、サンプル、ラベル、書類、広告材、請求書等、証拠物件であることが推定されるすべてのもの。
- * 商品、製品のほか、工業所有権法によって保護される権利を侵害するすべての財物。

当該事件に関する行政上の宣言において、違法行為がなされたと裁決された場合、IMPI は以下の基準に従い、また当事者からの事情説明を受けた上で、差押対象物の処分方法を決定する：

- * 損害の原状回復請求または損害賠償請求にかかわる裁判手続が開始された旨の通知を受け次第、同訴訟の係属する裁判所に差押対象物を引き渡す。
- * 仲裁裁判が行われる場合には、仲裁裁判官に差押対象物を引き渡す。
- * 事件の被害者である工業所有権者と違反者間で和解が成立した場合には、和解協定の定めるところに従う。

上記のいずれもが適用しえない場合、IMPI は両当事者に対し 5 日以内に差押物の処分方法に関する提案をなすよう命令する。同提案を受けた後 IMPI はその内容を両当事者に送達の上、処分方法に関して両者間で合意の上 5 日以内に合意内容を書面によって IMPI に通知するよう命じる。

両当事者が右通知を実行せず、また当該行政上の宣言がなされてから 90 日以内に上記 3 件の仮定がいずれも実現されなかった場合、IMPI は、それが公共の利益に反しない限りにおいて、差押物の連邦

行政機関、州政府機関、市、慈善団体または社会保障関連機関への寄贈か、若しくはその破壊を決定する。

3. 行政上の違反行為の捜査並びに行政罰の適用

IMPI は、その職権で、或いは利害関係人の申請によって行政上の違反行為に関する捜査を実施する。なおその際、既述の査察権を活用することができる。

査察を実施した際には、それが終了した時点から 5 日が、或いは査察を実施せずに直に書類送達を実行した場合には送達の翌日から 5 日が、答弁並びに証拠申し出用期限として違反容疑者に与えられる。これらの期間終了後、IMPI は証拠調べを行い、その結果違反行為が存在すると判断した場合、行政罰の適用を決定する。

行政上の違反行為に対して適用され得る [行政] 罰は以下の通りである：

- * メキシコ連邦区現行最低賃金の 20,000 日分に相当する金額を上限とした過料。
- * 違反行為が継続される各日ごとに、メキシコ連邦区現行最低賃金の 500 日分に相当する金額を上限とする追加過料。
- * 最長 90 日間までの事業所の一時的閉鎖。
- * 事業所の完全閉鎖。
- * 最長 36 時間までの行政上の拘留。

適用罰の内容決定に際しては、当該違反行為が故意によるものか否か、違反者の経済状況、違反行為の関連商品販売や関連サービス提供に対する影響、直接的被害者への被害の度合いが勘案される。

なお、違法行為によって権利を侵害された者は、これらに対する行政上の宣言の申立とは別途、司法上の裁判手続によって、損害の原状回復請求または損害賠償請求のための訴訟を提起することができる。法律は、そのような訴えにおける損害賠償額は、如何なる場合においても、違反商品販売価格、或いは違法サービス提供価格の 40% を下回ってはならないと規定しており、司法手続においても、工業所有権の保護という法律の基本理念を徹底しようという立法者の意図が伺える。

4. 犯罪

メキシコの法制において、行政当局は、その機能を果たす過程において、犯罪を構成するような行為

を察知した場合、即刻検察庁にその旨を伝えて同機関に事件の扱いを前端的に委ね、自らは何もしないのが原則である。

ところが、法律に従えば、IMPI が同法の定める犯罪類型のいずれかに該当するような事件を察知した場合、被害者が法務省に対する告訴を行うのとは別途、IMPI 自体としても同庁の決定書に記録を残すことになっており、ここでも IMPI が行政機関としての枠を超えて積極的に司法の分野にまで関与するような性格を法律によって与えられていることが垣間見られる。

.- 司法手続

1 . IMPI に対する異議申立

第 章では IMPI の行為に対して手続することが可能な「行政抗告」について述べたが、この手続によって満足な結果が得られなかった場合、次に採り得る手続は「無効の訴え (*Juicio de Nulidad*)」である。

またその裁判において、原告 [民間人] が敗訴した場合、次に手続できるのは「アンパーロ裁判 (*Juicio de Amparo*)」である。この場合のアンパーロ裁判は「直接アンパーロ裁判」といわれるものでその判決に対する上訴手続は存在しない。

同じく第 章で述べた通り、IMPI の判決に対して異議申立を行う手段は上述の行政抗告に限らない。もう一つのオプションは直にアンパーロ裁判を提起することである。但し、この場合のアンパーロ裁判は「間接アンパーロ裁判」と呼ばれるもので、この場合には上訴手続として、「上告 (*Recurso de Revisión*)」が存在する。原語では先の行政抗告も同一の名称であるが、アンパーロ裁判の上告は司法上の訴訟手続であるのに対し行政抗告はあくまでも行政手続であって制度としては全く異なる性質のものである。

2 . 民事訴訟

法律に従えば、工業所有権を侵害された者は、IMPI に対して違法行為に関する行政上の申立手続により、文字通り行政上の救済を得ることが可能であるが、この手続の存在は同被害者が通常の民事訴訟を提起することを妨げない。この場合、提訴が想定されるのは、侵害行為によって損なわれた権利の原状回復か、若しくは侵害行為によって被った損害についての賠償金の支払いである。

第一審判決内容に納得が行かない場合には、「控訴 (*Apelación*)」を提起し第二審を開始することになる。第二審の判決にも不服がある場合には、アンパーロ裁判 [通常は直接アンパーロ] を行うことになり、これには上訴手段がないため、その判決が確定判決になる。

なお、メキシコの裁判は、二審制が原則であり、民事訴訟の場合もそれ自体としては第一審と控訴による第二審が存在するのみである。ところが憲法裁判であるアンパーロ裁判が実質的には第三審の役割を果たしている [詳細は後述] という状況である。

また、他国での場合同様、民事訴訟には様々な、枝葉にあたる訴訟手続が存在し、とりわけ中間裁判として扱われる事項は、それが決着をみるまでは本案審理が停止されるため、時としては時間稼ぎの手

段として悪用されることがある。何故ならば、中間裁判は中間判決により終了するが、それはその第一審の終結を意味するに過ぎず、この中間判決に対してはやはり控訴が提起可能であるし、また控訴審判決に対してはアンパー口裁判を提起することができるのである。因みに IMPI に対する申立に関する項で外国法人の代表者の資格について論じたが、そこで触れた訴訟当事者の人格の問題も手続としてはこの中間裁判として扱われる。

メキシコでは、連邦制が採用されており、連邦を形成する州は少なくとも名目上はそれぞれ自由なそして主権を有する国家という位置づけであり、憲法、民法、刑法といった基本的な法律は各州に存在する上、司法に関しても各州が独自の司法機関を有している。メキシコ全体でみた場合、この州による地方管轄とは別途連邦管轄が存在し、ある事件について訴訟を提起する際、時として裁判管轄の特定が容易でない場合がある。工業所有権関連の民事訴訟は、法律の定めるところに従えば、原則は連邦管轄であるが、私人の利害のみが係争の対象である場合、地方管轄も適用が可能であるとされており、連邦管轄と地方管轄のどちらを選択するかは原告の意思に任されている。

最後に、メキシコの民事訴訟制度の重要な問題点の一つとして判決の執行が場合によっては相当程度に困難であることがあげられる。とりわけ損害賠償請求や債権回収のための裁判のように金銭の取立てが最終目的である訴訟において、裁判の過程で十分な債権の保全が確保できればよいが、そうでなければ本家で勝訴はしても判決の執行による取立て実行が極めて困難になる。更にそれなりの債権保全をしても、民事執行手続上の公権の介入の効力は事実上かなり限定されており、所謂正当な実力行使が達成しがたいのが現実である。

3. 刑事訴訟

民事訴訟の場合同様、工業所有権関連の刑事訴訟手続は連邦管轄であるから、被害者が告訴を行うのは、連邦法務省（*Procuraduría Gneral de la República*）ということになる。但し実務処理レベルでは基本的に同省付属機関である検察庁（*Ministrerio Público*）が諸手続を執り行う。

メキシコでも罪刑法定主義が採用されており、通常は当該犯罪行為が現行犯でない限り、まず検察庁の捜査によって犯罪行為の存在の確認並びに被疑者の特定がされた上で送検がなされ裁判が開始される。民事訴訟同様、刑事裁判手続でも二審制が採用されており、また実質的にアンパー口裁判が第三審の役割を果たすのも同様である。

通常の手続では相当重度な犯罪でない限り、職権で訴追される犯罪であっても捜査の初期段階で手続が滞ることが多いのが実体であるが、工業所有権違反による犯罪の場合、既述の行政上の宣言の申立を

活用することで、相対的には [告訴した者にとって] 効果的な手続の展開が期待できるであろう。

ただ、密輸に関わる問題は根が深く、今後 IMPI 等関連当局の活躍が期待されるところである。

4 . アンパー口裁判

アンパー口裁判とは、当局の行為によって憲法の規定する基本的保障事項 [主に基本的人権] が侵害された場合に連邦の公権に保護を請求するため裁判手続である。一定の要件を充たす限り、あらゆる当局の行為に対して提訴し得るため、メキシコでは実に様々な場面で活用されている。アンパー口裁判提訴の基本要件の一つは、当該当局の行為が当該分野の通常の上訴や異議申立手続はすべて消化したため他にとり得る法的手段がないこと、即ち当該当局の行為の確定性である。これは IMPI に対する異議申立に関連してみた通りである。

あらゆる当局の行為が対象たり得るから、当然裁判所の行為も対象になる。二審制の採用されているメキシコの裁判においてこれが事実上第三審の役割を果たすのはこのような理由による。

例えば、基本的保障事項には、当局行為の適法性に関する保障なるものがあり、これはアンパー口裁判においてよく拠り所として利用される保障事項である。当局の行為は適法、即ち適切な或いは正確な法規の適用の結果でなければならぬというのがその意味するところであるから、当局の行為において誤った法規の適用がなされていたり、法規を誤って解釈している場合に、その行為はこの基本的保障事項を侵害するものであるから無効であるという判断がなされ得るのである。

また、アンパー口裁判が盛んに活用される分野に刑事訴訟がある。特に逮捕状などについては、わずかな形式要件の欠落が逮捕状無効の根拠となり、場合によってはこの制度の乱用と思われるようなケースもあり、若干問題視されているところがあるのも事実である。

参考資料 1 : 特許願書書式

Instituto
Mexicano
de la Propiedad
Industrial



| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | Solicitud de Patente |
| <input type="checkbox"/> | Solicitud de Registro de Modelo de Utilidad |
| <input type="checkbox"/> | Solicitud de Registro de Diseño Industrial |
| <input type="checkbox"/> | Modelo |
| <input type="checkbox"/> | Dibujo |

| | |
|--|------------------------------|
| Uso exclusivo Delegaciones y Subdelegaciones de SECOFI y Oficinas Regionales del IMPI. | Uso exclusivo del IMPI |
| Sello | No. de expediente |
| Folio de entrada | No. de folio de entrada |
| Fecha y hora de recepción | Fecha y hora de presentación |

Antes de llenar la forma lea las consideraciones generales al reverso

| | |
|------------------------------------|--|
| I | DATOS DEL (DE LOS) SOLICITANTE(S) |
| El solicitante es el inventor(*) | <input type="text"/> |
| El solicitante es el causahabiente | <input type="text"/> |
| 1) Nombre (s): | |

2) Nacionalidad (es):

3) Domicilio; calle, número, colonia y código postal:

Población, Estado y País:

(* *Debe llenar el siguiente recuadro* 4) Teléfono (clave):

5) Fax (clave):

II

DATOS DEL (DE LOS) INVENTOR(ES)

6) Nombre (s):

7) Nacionalidad (es):

8) Domicilio; calle, número, colonia y código postal:

Población, Estado y País:

9) Teléfono (clave):

10) Fax (clave):

II

DATOS DEL (DE LOS) APODERADO (S)

I

11) Nombre (s):

12) R G P:

13) Domicilio; calle, número, colonia y código postal:

Población, Estado y País:

14) Teléfono (clave):

15) Fax (clave):

16) Personas Autorizadas:

17) **Denominación o Título de la Invención:**

18) **Fecha de divulgación previa**

Día

Mes

Año

19) **Clasificación Internacional**

uso exclusivo del IMPI

20) **Divisional de la solicitud**

presentación

21) **Fecha de**

Número

| | |
|---|---|
| | Figura jurídica |
| | Día |
| | Mes |
| | Año |
| 22) Prioridad Reclamada: | Fecha de presentación |
| País | Día |
| | Mes |
| | Año |
| | No. de serie |
| | |
| | |
| | |
| Lista de verificación (uso interno) | |
| <input type="checkbox"/> Comprobante de pago de la tarifa | <input type="checkbox"/> Documento de cesión de derechos |
| <input type="checkbox"/> Descripción y reivindicación (es) de la invención | <input type="checkbox"/> Constancia de depósito de material biológico |
| <input type="checkbox"/> Dibujo (s) en su caso | <input type="checkbox"/> Documento (s) comprobatorio(s) de divulgación previa |
| <input type="checkbox"/> Resumen de la descripción de la invención | <input type="checkbox"/> Documento (s) de prioridad |
| <input type="checkbox"/> Documento que acredita la personalidad del apoderado | <input type="checkbox"/> Traducción |
| Bajo protesta de decir verdad, manifiesto que los datos asentados en esta solicitud son ciertos. | |
| _____ Nombre y firma del solicitante o su apoderado | _____ Lugar y fecha |

IMPI-00-001

Consideraciones generales para su llenado:

- Este formato de solicitud debe llenarse preferentemente a máquina, no obstante podrá presentarse con letra de molde legible y su distribución es gratuita.
- Este formato de solicitud debe presentarse por triplicado.
- Sólo se recibirá el formato de solicitud debidamente requisitado y en idioma español.
- El formato de solicitud y sus documentos anexos deben presentarse en el Coordinación Departamental de Recepción y Control de Documentos de la Dirección Divisional de Patentes del IMPI, ubicado en Arenal 550, Colonia Tepepan Xochimilco, Delegación Xochimilco, C.P. 16020, México, D.F., en el horario de 8:45 a 16:00 horas de lunes a viernes o en la ventanilla de las Delegaciones o Subdelegaciones Federales de la SECOFI u Oficinas Regionales del IMPI.
- La firma del solicitante debe ser autógrafa en cada formato de solicitud.
- En el formato de solicitud marque con una cruz en el recuadro la solicitud que desea presentar.
- En caso de Registro de Diseño Industrial señale además si se trata de un modelo o un dibujo.
- La denominación o título debe ser connotativa de la invención.
- Si la invención fue divulgada dentro de los doce meses previos a la fecha de presentación de la solicitud, indique la fecha de divulgación y anexe la información comprobatoria que marca el Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial.
- En la solicitud de invención que sea divisional de una solicitud previamente presentada, deberá proporcionar el número de expediente, la figura jurídica y la fecha de presentación de dicha solicitud.
- El derecho de reclamar la prioridad sólo tiene lugar si la presente solicitud ha sido previamente presentada

en algún país miembro del Convenio de París para la Protección de la Propiedad Industrial. Proporcionar los siguientes datos:

- País donde se presentó por primera vez la solicitud, fecha y número asignado a la solicitud en dicho país.
- Las solicitudes podrán remitirse por correo, servicios de mensajería u otros equivalentes, asimismo se podrán presentar por transmisión telefónica facsimilar en términos del artículo 5o. del Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial.
- Se autoriza su libre reproducción siempre y cuando no se altere.

Trámite al que corresponde la forma: - Solicitud de Patente, Registro de Diseño Industrial y Registro de Modelo de Utilidad

Número de Registro Federal de Trámites y Servicios : IMPI-00-001

Fecha de autorización de la forma por parte de la Dirección General Adjunta de Servicios de Apoyo del IMPI: 10-XI-00.

Fecha de autorización de la forma por parte de la Comisión Federal de Mejora Regulatoria: 21-XI-00

Fundamento jurídico-administrativo:

Ley de la Propiedad Industrial (D.O.F. 27-VI-91, reformas D.O.F. 02-VIII-94; 26-XII-97, 17-V-99) arts. 38-47, 50, 52, 54 53, 55,-61.

Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial (D.O.F. 23-XI-94) arts. 5-8, 16, 24-39, 43, 45 y 46.

Acuerdo que establece las reglas para la presentación de solicitudes ante el IMPI (D.O.F. 14-XII-94, reforma 22-III-99) arts.3-10.

Acuerdo por el que se establecen los plazos máximos de respuesta a los trámites ante el IMPI (D.O.F. 10-XII-96)art. 3 inciso I y VIII.

Acuerdo por el que se da a conocer la tarifa por los servicios que presta el IMPI (D.O.F. 23-VIII-95, reformas 28-XII-95, 10-XII-96, 2-V-97, 4-V-98 y 23-II-99, y 11-X-00) art. 1 inciso a); 9, inciso a) y demás aplicables.

Acuerdo por el que se da a conocer la lista de instituciones reconocidas por el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial para el depósito de material genético (D.O.F. 30-V-97).

Acuerdo por el que se dan a conocer los horarios de trabajo del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (D.O.F. 31-III-99) art. 3 y 6.

Documentos anexos:

Solicitud de Patente y Registro de Modelo de Utilidad

- Comprobante de pago de la tarifa correspondiente (original y copia)

- Descripción, reivindicación, resumen y dibujo (triplicado)

- Solicitud de Registro de Diseño Industrial

- Comprobante de pago de la tarifa (original y copia)

- Descripción, reivindicación y dibujo o fotografía (triplicado)

- Documentos adicionales que deberán presentarse en su caso:

- Constancia de depósito de material biológico

- Acreditación de personalidad del apoderado, en su caso (original)

- Acreditación del poderdante en el caso de persona moral, señalando el instrumento donde obran dichas facultades y acta constitutiva (original)

- Documento donde se acredita el carácter del causahabiente o de cesión de derechos (original)

- Documento comprobatorio de divulgación previa, en su caso (original y copia)

- Documento de prioridad y su traducción, en su caso (copia certificada expedida por la oficina extranjera)

- Escrito solicitando el descuento del 50%, cuando corresponda (original)

Criterios de resolución del trámite

-Presentar toda la documentación requerida y pagos de la tarifa conforme a la legislación nacional y convenios internacionales de los que México forma parte.

-Será suficiente el cumplir con los requisitos formales al momento de presentar su solicitud.

Tiempo de respuesta:

El plazo máximo de primera respuesta es de 3 meses. No aplica la positiva ni la negativa ficta.

Número telefónico para quejas:

Contraloría Interna en el IMPI 5624-04-12 ó 13 Para cualquier aclaración, duda y/o comentario con (directo) respecto a este trámite, sírvase llamar al Sistema de

5624-04-00 (conmutador)

Atención Telefónica a la Ciudadanía-SACTEL a los

Extensiones: 4703, 4705.
 Fax: 56-24-04-35
 Correo electrónico: buzon@impi.gob.mx

teléfonos: 5480-20-00 en el D.F. y área metropolitana, del interior de la República sin costo para el usuario al 01-800-00-14800 o desde Estados Unidos y Canadá al 1-888-594-3372.

Número telefónico del responsable del trámite para consultas: 5624 04 00 extensiones 4705 y 4708



| | | |
|--------------|--------------------------|---------------------------------|
| Solicitud de | <input type="checkbox"/> | Registro de Marca |
| | <input type="checkbox"/> | Registro de Marca Colectiva |
| | <input type="checkbox"/> | Registro de Aviso Comercial |
| | <input type="checkbox"/> | Publicación de Nombre Comercial |

| | |
|---|------------------------|
| Uso exclusivo Delegaciones y Subdelegaciones de SECOFI y Oficinas Regionales del IMPI | Uso exclusivo del IMPI |
| Sello | No. de expediente |

| |
|--|
| |
|--|

| | |
|---------------------------|------------------------------|
| No. de folio de entrada | No. de folio de entrada |
| Fecha y hora de recepción | Fecha y hora de presentación |

Antes de llenar la forma lea las consideraciones generales al reverso

| | |
|----------|---|
| I | DATOS DEL (DE LOS) SOLICITANTE (S) |
|----------|---|

| | | |
|---|-----------------|------------|
| 1) Nombre (s): | | |
| 2) Nacionalidad (es): | | |
| 3) Domicilio del primer solicitante; calle, número, colonia, código postal: | | |
| Población, Estado y País: | | |
| 4) Teléfono (clave): | 5) Fax (clave): | 6) E-mail: |

| | |
|-----------|---|
| II | DATOS DEL (DE LOS) APODERADO (S) |
|-----------|---|

| | | |
|--|------------------|-------------|
| 7) Nombre (s): | | 8) R G P: |
| 9) Domicilio; calle, número, colonia, código postal: | | |
| Población y Estado: | | |
| 10) Teléfono (clave): | 11) Fax (clave): | 12) E-mail: |

13) **Signo distintivo:**

14) **Tipo de marca:**

Nominativa

| | | | | | | |
|--------------------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|-------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | Innomina | <input type="checkbox"/> | Tridimensi | <input type="checkbox"/> | Mixta | <input type="checkbox"/> |
| | da | | onal | | | |

_____|_____|_____|_____

Día Mes Año

17) **Clase:**

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|--------------------------|--------------------------|

18) **Producto(s) o servicio(s)**

(Sólo en caso de Marca o Aviso
Comercial)

19) **Giro preponderante:**

(Sólo en caso de Nombre Comercial)

20) **Ubicación del establecimiento:**

Domicilio (calle, número, colonia y código postal):

Población, Estado y País:

**Adhiera en este espacio la etiqueta
del Signo Distintivo solicitado**
(sólo en caso de marcas innominadas, mixtas o tridimensionales)

IMPI-00-006

Página 1 de 2

2 . ã 1 k j f l j g f l k g

| | |
|--|------------------------|
| 21) Sólo en caso de Marca | |
| Leyendas y figuras no reservables: | |
| 22) Sólo en caso de Marca o Aviso Comercial | |
| Prioridad reclamada: | Fecha de Presentación: |
| | _____ |
| Número: _____ | |
| | Día |
| | Mes Año |
| País de origen: | |
| Bajo protesta de decir verdad, manifestar que los datos asentados en esta solicitud son ciertos | |
| _____ | _____ |
| Nombre y firma del solicitante o su apoderado | Lugar y fecha |

参考資料 2 : 商標登録願書書式

Consideraciones generales para su llenado:

- Este formato de solicitud debe llenarse preferentemente a máquina, no obstante podrá presentarse con letra de molde legible y su distribución es gratuita.
- Este formato de solicitud debe presentarse en original y tres copias todas ellas firmadas en original (con firmas autógrafas).
- Sólo se recibirá el formato de solicitud debidamente requisitado y en idioma español.

El formato de solicitud y sus documentos anexos deben presentarse en la Coordinación Departamental de Recepción y Control de Documentos de la Dirección Divisional de Marcas del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial, con domicilio en Periférico Sur 3106, 2° piso, colonia Jardines del Pedregal, 01900, México, D.F., con horario de 8:45 a 16:00 horas de lunes a viernes o en la ventanilla de las Delegaciones o Subdelegaciones Federales de la SECOFI u Oficinas Regionales del IMPI.

- Marque con una cruz en el recuadro la solicitud que desea presentar.

SIGNO DISTINTIVO: Escriba en este espacio la Denominación (SI LA SOLICITUD ES PARA REGISTRO DE MARCA O PUBLICACIÓN DE NOMBRE COMERCIAL). La frase u oración con la que se anuncian o anunciarán los productos, servicios o establecimientos de que se trate (SI LA SOLICITUD SE REFIERE A UN AVISO COMERCIAL).

Fecha de primer uso:

Señale la fecha desde la cual el signo distintivo se ha venido usando en forma ininterrumpida.

No se ha usado:

Cruce el recuadro si aún no está en uso el signo distintivo.

CLASE: En caso de que se conozca, anotar en el recuadro el número de la clase a que corresponden los productos o servicios que se protegen o se anuncian (consultar la lista o clasificación de productos o servicios).

PRODUCTO(S) O SERVICIO(S): SI LA SOLICITUD ES DE REGISTRO DE MARCA O MARCA COLECTIVA, especificar el o los productos o servicios que se deseen proteger (en el caso de que el espacio para este efecto resulte insuficiente, deberán indicarse en un anexo).

SI SE SOLICITA EL REGISTRO DE AVISO COMERCIAL, anote el o los productos, servicios o establecimientos que se anunciarán con el signo distintivo.

SI SE TRATA DE LA PUBLICACIÓN DEL NOMBRE COMERCIAL, anotar el giro preponderante del establecimiento a que se refiere la solicitud.

UBICACIÓN DEL ESTABLECIMIENTO: Señalar en el recuadro el domicilio donde se fabrican o comercializan productos, o bien se prestan servicios con la marca o marca colectiva que se desea registrar.

SE RESERVA EL USO DE LA MARCA TAL Y COMO APARECE EN LA ETIQUETA (Innominada, Tridimensional, Mixta): Señalar en el recuadro correspondiente si es NOMINATIVA, cuando se deseen registrar una o varias palabras; INNOMINADA, si se desea registrar una figura, diseño o logotipo sin palabra; TRIDIMENSIONAL, cuando se desea registrar el empaque, envoltura o envase del producto, en tres dimensiones; MIXTA, si se desea registrar la combinación de cualquiera de las anteriormente mencionadas.

LEYENDAS Y FIGURAS NO RESERVABLES: En este apartado se indicarán las palabras y/o figuras que

conforme a la Ley de la Propiedad Industrial no son reservables, por ejemplo: Hecho en México, Talla, Ingredientes, Contenido, Peso, Registro de Salud, etc.

Las solicitudes podrán remitirse por correo, servicios de mensajería u otros equivalentes, asimismo se podrán presentar por transmisión telefónica facsimilar en términos del artículo 5o. del Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial.

- Se autoriza su libre reproducción siempre y cuando no se altere.

CRITERIOS DE RESOLUCIÓN DEL TRÁMITE:

Los criterios se basan en la Guía de Criterios de Examen contenidos en la página del Instituto www.impi.gob.mx bajo el rubro Criterios de Examen.

Trámite al que corresponde la forma: Registro de Marcas, Avisos Comerciales y Publicación de Nombres Comerciales.

Número de Registro Federal de Trámites y Servicios: IMPI-00-006

Fecha de autorización de la forma por parte de la Dirección General Adjunta de Servicios de Apoyo del IMPI: 10-XI-00.

Fecha de autorización de la forma por parte de la Comisión Federal de Mejora Regulatoria: 21-XI-00

Fundamento jurídico-administrativo:

Ley de la Propiedad Industrial (D.O.F. 27-VI-91, reformas D.O.F. 2-VIII-94; 26-XII-97, 17-V-99) 87-91, 93, 96-119, 121-127, 129, 151, 152, y 154.

Reglamento de la Ley de la Propiedad Industrial (D.O.F. 23-XI-94) 5, 7, 14,15, 18, 56, 57, 59-61, 67.

Acuerdo que establece las reglas para la presentación de solicitudes ante el IMPI (D.O.F. 14-XII-94, reforma 22-III-99) art. 33 f. II.

Acuerdo por el que se establecen los plazos máximos de respuesta a los trámites ante el IMPI (D.O.F. 10-XII-96) art. 3 f. IV.

Acuerdo por el que se da a conocer la tarifa por los servicios que presta el IMPI (D.O.F. 23-VIII-95, reformas 28-XII-95, 10-XII-96, 2-V-97, 4-V-98, 23-II-99, y 11-X-2000). art. 14 a, 14 c, 14 e.

Acuerdo por el que se dan a conocer los horarios de trabajo del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (D.O.F. 31-III-99) art. 3 y 6.

Documentos anexos:

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

Comprobante de pago de la tarifa (original y copia).

7 etiquetas en blanco y negro con las medidas reglamentarias (no mayores de 10 X 10 cm.; ni menores de 4 X 4 cm.) (excepto nominativas).

7 etiquetas a color con las medidas reglamentarias (no mayores de 10 X 10 cm.; ni menores de 4 X 4 cm.) (excepto nominativas).

7 impresiones fotográficas o el dibujo con las medidas reglamentarias de la marca tridimensional en los tres planos (anchura, altura y volumen).

Reglas de uso y licencia de la marca y su transmisión de derechos (sólo en caso de marca en copropiedad).

Copia constancia de inscripción simple de la en el Registro General de Poderes del IMPI, en su caso.

Documento original que acredita la personalidad, en su caso el original se encuentra en el expediente No. _____. (en caso de compulsión).

Fe de hechos en caso de nombre comercial en la que el fedatario público incluya nombre del titular, giro y ubicación del establecimiento, así como una fotografía donde se ostenta el nombre comercial.

Tiempo de respuesta: El plazo máximo de primera respuesta es de 6 meses. No aplica la negativa ni la afirmativa ficta.

Número telefónico para quejas:

Contraloría Interna en el IMPI
5624-04-12 ó 13 (directo)
(conmutador)

Extensiones: 4628, 4629. Fax: 5624-04-37

Correo electrónico: buzón@impi.gob.mx

Para cualquier aclaración, duda y/o comentario con respecto a este trámite, sírvase llamar al Sistema de Atención Telefónica a la Ciudadanía-SACTEL a los teléfonos: 5480-20-00 en el D.F. y área metropolitana, del interior de la República sin costo para el usuario al 01-800-00-14800 o desde Estados Unidos y Canadá al 1-888-594-3372.

Número telefónico del responsable del trámite para consultas: 5624-04-00 extensiones 4749, 4722, 4690 y 4691

事項索引

あ

い

異議申立

意匠権

う

え

FTA

お

か

仮処分

き

却下

強制実施権

行政罰

く

け

こ

さ

再審

し

失効

執行機関

商標権

出願

出願者

証拠

承認

審査

す

せ

そ

た

代理人

ち

著作権

著作隣接権

つ

て

と

特許権

取締り

な

に

ぬ

ね

の

は

発明

判例

ひ

ふ

不正競争

へ

ほ

保護対象

ま

み

む

無効

め

事項索引

も

模倣

や

ゆ

優先

よ

ら

り

る

れ

ろ

わ

[特許庁委託] ジェトロ海外工業所有権情報

模倣対策マニュアル

メキシコ編

[発行] 日本貿易振興会 投資交流部

〒105 - 8466 東京都港区虎ノ門 2 - 2 - 5

Tel : 03 - 3582 - 5235

Fax : 03 - 3505 - 1854

2002 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は情報提供のみを目的としております。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いします。また、情報の正確性および完全性について弊会又は特許庁が保証するものではありません。